

小田原市

色彩景観の てびき

小田原の景観を美しく整える色彩の作法集

平成21年 小田原市



このてびきの位置づけと使い方

色彩景観のてびきの利用にあたって

てびきの位置づけ

小田原市では、平成17年12月、景観法に基づく小田原市景観計画及び景観条例を制定しました。

このてびきは、色彩景観の現況調査に基づいて、小田原の景観を美しく整えるための色彩の基本的な考え方や、建築物の立地や規模等に応じた望ましい色彩や避けるべき色彩などを具体的に紹介し、景観計画や景観条例に位置づけられた色彩の方針や制限の内容をわかりやすく解説したものです。

てびきの使い方

建築物や工作物等の新築・新設、塗り替えなどを計画された場合は、下記の色彩選定の流れに沿って各ページに進んでください。

小田原市における色彩景観の考え方から、個々の建築物の色彩選定の参考となる内容までを総合的に紹介しています。

なおこのてびきでは、主に建築物や工作物等の基調となる色彩の考え方や具体例を紹介しており、その他のアクセントとして設ける色彩については、まちなみとの調和や建築物基調色との調和、面積や位置などを充分に考慮して検討をお願いします。

※この冊子では、できるだけ正確に色彩を表現するよう努めましたが、印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。



目次・各項目の概要

色彩選定の流れ

市内で建築物・工作物等の色彩を計画している方



このてびきを参考し、小田原の景観を彩る新たな資源となるような色彩を検討してください。

色彩の基本的考え方を知る



3 小田原がめざす色彩景観 (P3)

4 マンセル表色系 (P3)

5 色彩景観の基礎知識と配慮事項 (P4)

建築物・工作物等の外装色を考えるうえで、市民や事業者、設計者などのみなさんに考慮していただきたい景観色彩の基本的考え方をまとめています。

全市共通のルールを確かめる



6 全市域における行為の制限 (P6)

小田原市景観計画に位置づけられた色彩に関する行為の制限を解説しています。

地域別のルールを確かめる

7 類型別・構造別の色彩の考え方 (P7)

8 小田原城周辺地区の色彩 (別冊)

9 小田原駅周辺地区の色彩 (別冊)

10 国道1号本町・南町地区の色彩 (別冊)

11 小田原大井線沿道地区の色彩 (別冊)

12 穴部国府津線沿道地区の色彩 (別冊)

13 風致地区の色彩 (別冊)

市の景観を地域区分し、それぞれの景観にふさわしい色彩の考え方や望ましい色彩を紹介しています。また、別冊のリーフレットとして、景観計画重点区域や風致地区などにおける行為の制限や色彩の考え方などを紹介しています。

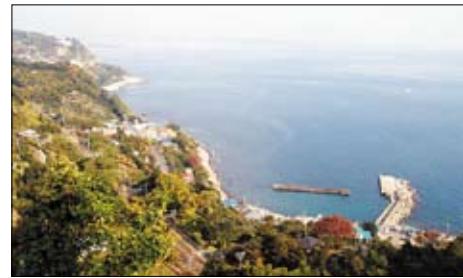


大切にしたい地域の彩り

小田原がめざす色彩景観

海から山まで連続する豊かな自然の存在感が際立つ色彩景観

相模湾や酒匂川などの水辺、曾我丘陵や箱根外輪山などの山々、平地から丘陵地にかけて広がる田園など、市の景観の骨格となっている自然から、まちなかの街路樹、公園の花々などの身近な自然に至るまで、生活にうるおいと安らぎを与えてくれる豊かな自然の彩りがよりいっそう際立つ色彩景観をめざします。



地域の歴史や文化を継承した落ち着きと風格がある色彩景観

城下町として、東海道の宿場町として、また近代においては別荘地として蓄積してきた様々な時代の歴史的・文化的景観資源の色彩を際立たせるとともに、現代のまちなみにも受け継がれている落ち着きと風格、そして暖かみのある色彩を活かした色彩景観をめざします。



季節の花々や催事の彩りが映える変化と活力のある色彩景観

神奈川県西部地域の中核都市として、落ち着きや風格といった素地の中にも、季節を彩る花々や商業地などにおける様々なイベントの色彩など、来訪者を暖かく迎え、都市の活力を感じさせる華やかな色彩が映えるメリハリのある色彩景観をめざします。



4 景観計画等の方針や制限などに使われている色彩の尺度 (JIS Z8721 色の表示方法—三属性による表示) マンセル表色系

景観計画等では、色彩を正確かつ客観的に表すために、マンセル表色系を採用しています。マンセル表色系は、JISにも採用され多くの国々で用いられている、色彩のものさしともいえる尺度で、ひとつの色彩を [色相 (いろあい)] [明度 (あかるさ)] [彩度 (あざやかさ)] という3つの属性の組み合わせによって表現します。これによって、赤や青、黄色などといった色名による表現よりも個人差のない正確な色彩を表現することができます。

色相 (いろあい)

色相は、いろあいを表します。10種の基本色 (赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫) の頭文字をとったアルファベット (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP) とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。

明度 (あかるさ)

明度は、あかるさの度合いを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。

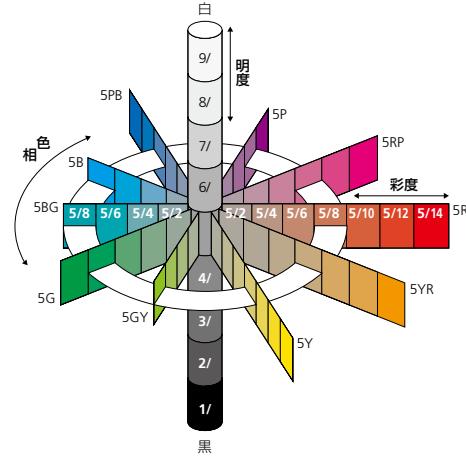
彩度 (あざやかさ)

彩度は、あざやかさの度合いを0から16程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく赤の原色の彩度は16程度です。

マンセル記号

マンセル記号は、これら3つの属性を組み合わせて、ひとつの色彩を表記する記号です。

有彩色は、10YR8.5/1.5のように、色相、明度/彩度を組み合わせて表記し、無彩色は、N4.0のようにニュートラルを表すNと明度を組み合わせて表記します。



マンセル表色系のしくみ

10YR 8.5 / 1.5
 色相=色合い
 明度=明るさ
 彩度=鮮やかさ
 10ワイアール 8.5 の 1.5

N 4.0
 無彩色
 明度=明るさ
 エヌ 4.0

マンセル記号による色彩の表し方と読み方

色彩を決めてしまう前に考えたい景観づくりのポイント

色彩景観の基礎知識と配慮事項

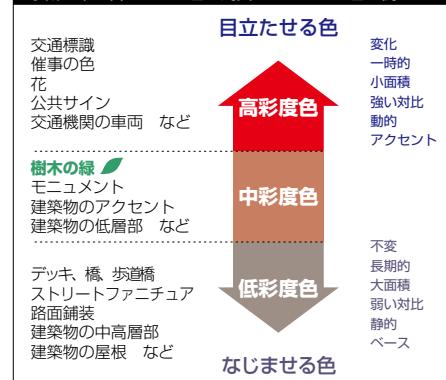
色彩景観の基礎知識と配慮事項 1 目立たせるもの・なじませるもの

景観は多様な要素によって構成されています。それらの中には、場の象徴として美しく際立たせるべき要素と、周辺に融和させるべき要素があり、その秩序が良好に保たれている景観が美しく快適な景観として評価されます。

一般に景観の中で目立たせるべき色彩は、信号や標識のように重要な情報伝達を担うものの、花や緑のように小さなものや季節等によって変動するものなどです。

建築物や工作物等のように規模が大きく四季を通じて同じ場所にあり続けるものは、周囲に馴染み景観のベースとなるような色彩を基本とし、生活に欠くことのできない情報や生活にうるおいや季節感を与えてくれる四季の花々などが際立つようになります。

景観の中で目立たせる色と周囲になじませる色の例



色彩景観の基礎知識と配慮事項 2 建築物等の慣例色

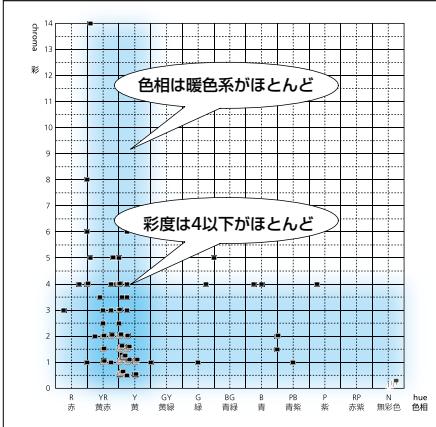
まちの景観のベースとなっているのは、暖色系の中・低彩度色です。市内の調査でも主要な建築物等のおよそ9割がこの範囲の色彩を基調としていることがわかりました。

このように、一つの対象に慣例的に用いられる色彩を慣例色と呼びます。

色彩に対する期待が過剰になると、普通とは違う色彩によって新奇性のある外観をつくりうるという発想が生まれがちですが、多くの建築物等に用いられる慣例色は美しさや機能性、経済性などの観点から長い時間をかけて洗練されてきた色彩であり、合理的な色彩計画の基本色といえます。

建築物等の色彩計画は、暖色系の中・低彩度色を中心に考え、配色を発展させていくことが基本といえます。

市内の建築物等の色彩調査結果（一部抜粋）



色彩景観の基礎知識と配慮事項 3 色彩のイメージ効果とその限界

建築物等の色彩計画では、その心理的効果やイメージなどが重要視されます。多くの人が共通の感覚をもつといわれる色彩の寒暖や明暗、軽重などのイメージを適切に操作し、対象にふさわしい外観を創出することは色彩計画の有効な手段です。

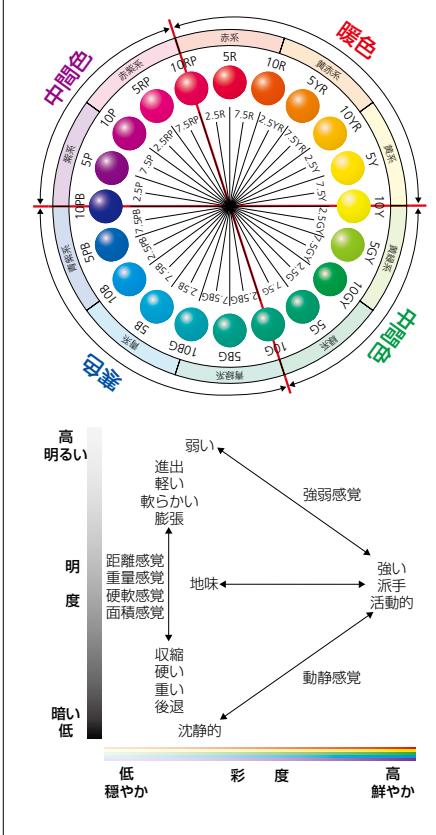
しかし、イメージ効果に偏重すると、その実現ばかりに目が向けられ、周囲にある色彩の秩序が見えなくなってしまうことがあります。水をイメージした青い橋梁や明るく活発なイメージの黄色い住宅など、色の連想ゲームによって派手な色彩が採用された例が数多く見られます。本来、橋梁の色彩は水辺の景観を美しく見せるべきものであり、住宅の色彩は周囲と連携して暮らしやすく落ち着いた雰囲気をつくり出すべきものです。

まちの景観イメージは施設単体では実現することができません。個々のイメージを強調する前に、その場がもっているイメージを尊重することが大切です。

また、アクセントとして用いる色彩を低層部に用いることにより中高層部のまちなみの連続性を保つことができます。



色相やトーン（明度・彩度）とイメージの関係



色彩景観の基礎知識と配慮事項4

地域や地区の特性と他者の意図

景観色彩の秩序や慣例色などを考慮すると、建築物等の外装にふさわしい色彩は、自ずと絞り込まれてきます。しかし、そうした色域を基本にしつつも、地区の特性を活かした色使いによって豊かでメリハリのある色彩表現が可能です。

商店街では、共通のテーマカラーを採用したり外装色のトーン（明度と彩度）をそろえるなど、色使いに共通性をもたせると、まちなみ全体の個性や独自性が創出できます。

また、灰色のすすけた色彩が排他的な雰囲気をつくりがちな工場地では、景観のポイントとなるようなダイナミックな色使いや外構の緑を充実することによって、活気や彩りを表現することができます。一方、同じ工場でも住宅地に立地する場合は、工場らしさよりも住宅地にふさわしい安らぎや落ち着きを重視した色彩とし、住宅地の雰囲気を継承していくことが期待されます。

インテリアの色彩とは異なり、外観の色彩は他者の意図した色彩との相互調整が必要となります。個々の主張をぶつけ合うばかりでなく、相互の意図を確認・調整する場と機会を設け、関係者が協力してその場所らしさを育んでいくことが大切です。



豊かな緑が威圧感を和らげている工場地の景観



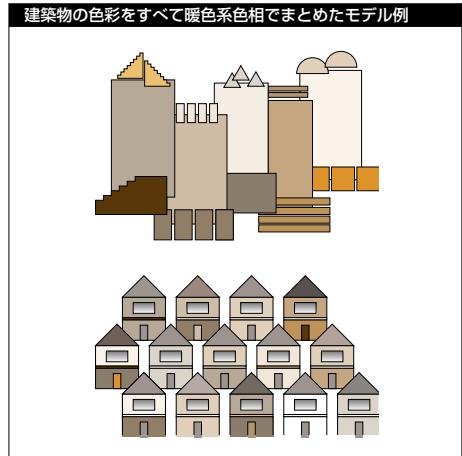
色彩景観の基礎知識と配慮事項 5

周囲の建築物等の色彩調和

色彩の相互調整を行う際に重要なのが色彩調和の考え方です。まちなみの色彩に連續性や共通性をもたせるためには、色彩の三属性である色相や明度、彩度の何れかをそろえたり、三属性すべてをそろえて類似色でまとめる方法などが考えられます。

小田原市では、主要な建築物等の約9割が、R（赤）系やYR（黄赤）系、Y（黄）系の暖色系色相を基調としていることを考慮すると、色相を暖色系でそろえて、明度や彩度で変化を出していく方法が最も自然といえます。

また、建築物単体の配色をみても、ベージュの外壁に茶色の屋根やサッシなど、暖色系色相でまとめた例が非常に多くみられます。暖色系色相で全体をそろえる手法は、日本の色彩景観における配色の基本といえます。



色彩景觀の基礎知識と配慮事項 6

規模や形態にふさわしい色彩・配色

同じ配色でも建築物等の規模や使用部位によってその印象は大きく異なります。

色彩には面積効果があり、色面が大規模化すると派手な色や暗い色はその特徴がより顕著に表れます。このため、大規模建築物においては、景観シミュレーションを実施したり大型の色見本を用意するなど、より慎重な色彩選定が求められます。

また、全体を単色で処理するのではなく、建築物等の形態・部位に応じて色彩を使い分けるなど、きめの細かい配色計画を行うことにより、威圧感を軽減し変化のある外観をつくり出すことも大切です。広告物を掲出する場合においては、高彩度の色彩の使用は避け、外壁等の色彩と一体的な色相や彩度を用いることが重要です。



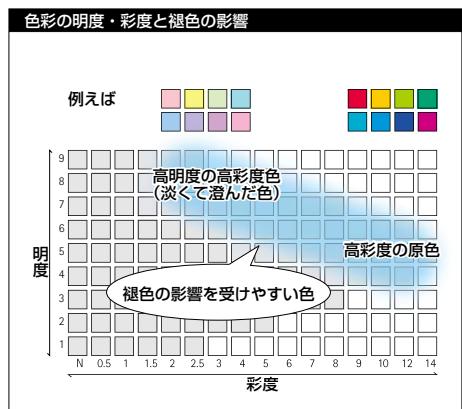
色彩景観の基礎知識と配慮事項 7

色彩の耐久性とメンテナンス

汚れた建築物等は見る人に不快感や不安感を与えます。建築物等は、身の回りの服飾雑貨と比べて規模が大きくライフサイクルが長い特徴があります。このため、当初の美しさを長く保つことができるような色彩を選択すると同時に、必要に応じてメンテナンスを行うことが重要です。

塗料では、高彩度色やパステルカラーが褪色の影響を受けやすいといわれています。こうした色彩を大面積や高層部に用いるのは得策とはいえません。

現況において問題のある建築物等は、メンテナンスにあわせて色彩計画を見直すことにより、その外観だけでなく周辺景観との関係性を改善することができます





建築物・工作物等の色彩の範囲

全市域における行為の制限（建築物及び工作物の色彩）

制限の考え方

小田原市景観計画では、穏やかな色彩を基調とするまちなみを継承するとともに、緑、海など自然景観要素の存在感をよりいっそう引き立てるため、景観の中でよく目立ち、突出した要素となりやすい高彩度色を建築物や工作物の外壁や外装の基調色に使用することを制限^{*1}しています。

制限の根拠

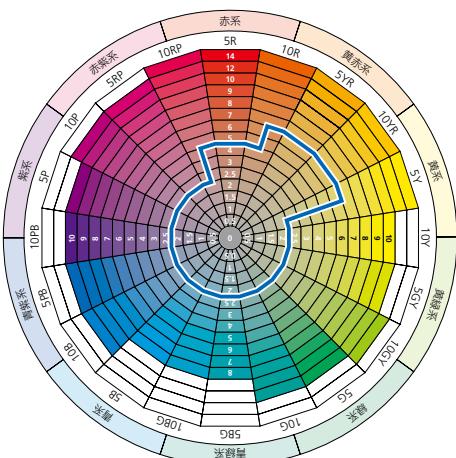
この制限を定める前に実施した調査の結果、市内の多くの建築物等は、暖かく落ち着いた印象がある暖色系の中・低彩度色を基調としていることや、樹木の緑が彩度6程度であること、周囲のまちなみと大きく異なる色彩や植物の緑よりも彩度の高い色彩を用いた建築物等がまちなみの雰囲気やまとまり、自然との調和感を乱す要因になっていることがわかりました。

制限の特徴

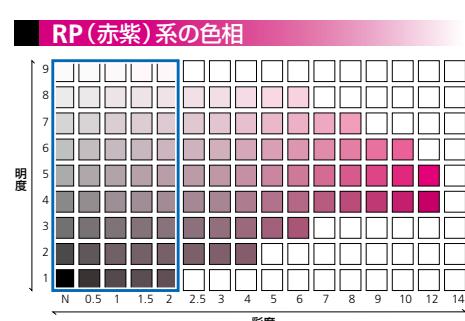
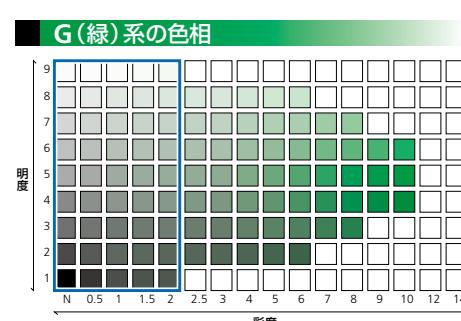
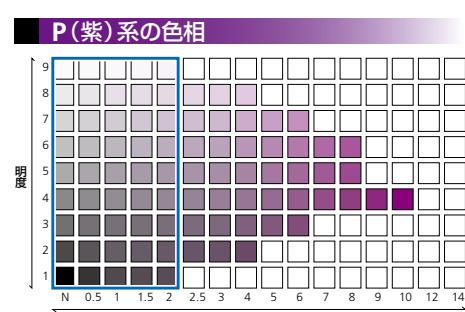
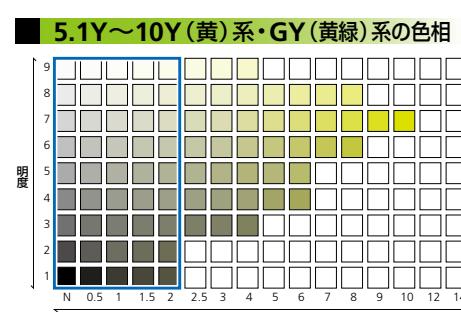
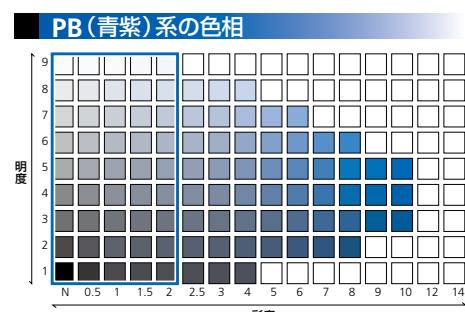
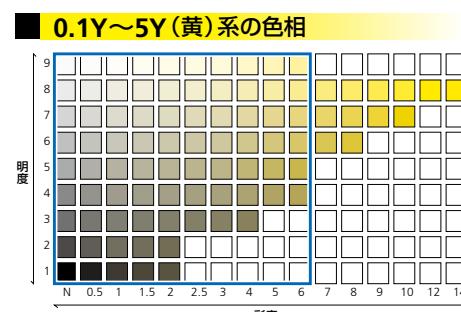
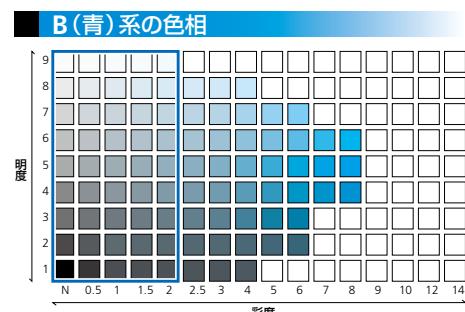
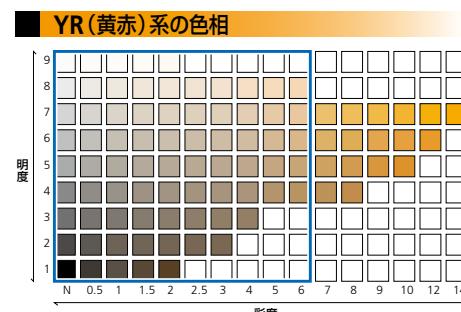
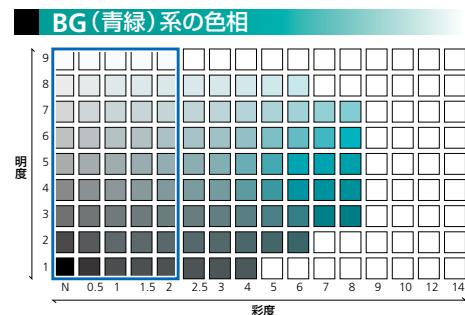
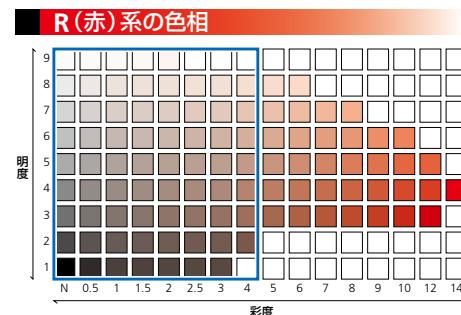
現況のまちなみの基調となっているR系、YR系、Y系の暖色系色相では制限を緩やかにして選択の幅を広げています。また、その他の色相では彩度の上限を2までとし、慎重な色彩選択を促しています。

のことにより、暖かみがあって穏やかな現況の景観がもつ特長をより明確に際立たせることができます。

*1 建築物・工作物の見付面積の1/5未満の範囲内で用いる色彩については制限がありませんが、できるだけ小面積とし、低層部に集約するなどの配慮により、まちの賑わいと品格のバランスに配慮することが必要です。



色相	明度	彩度
0.1R～10R	制限なし	4以下とする
0.1YR～5Y	制限なし	6以下とする
その他	制限なし	2以下とする



小田原らしさを際立たせるために

類型別・構造別の色彩の考え方

避けた方がよい色彩としての制限

P6では、市内全域における行為の制限として、建築物の基調色に現況の景観に対して違和感の強い高彩度色を用いないようするルールを紹介しました。

きびしいルールのようですが、制限範囲内にも豊富な選択肢があり、実際に市内の代表的な建築物等の約9割がこの範囲内の色彩を基調としています。

このルールは、使用すべき色彩の範囲を示すというよりはむしろ、現況の色彩景観と対比が強く、周辺に与える影響が大きいために、大きな面積で使用することを避けるべき色彩の範囲を示したものといえます。

周辺環境や建築物用途に応じた適切な色彩

建築物等は用途や立地などによって用いられる色彩が異なります。

駅周辺などの商業地では、適度に色味のある色彩を用いて賑わいや活力を表現することも大切ですが、同じ色彩を豊かな自然に囲まれた田園や丘陵、山並みなどに用いると、周囲の自然景観を阻害する要因にもなりかねません。

このように、建築物等の色彩には周辺環境や建築物用途に応じた適切な色彩があるのです。

小田原市の景観における類型と構造

小田原市景観計画では、市の景観を右図のように分類し、景観形成の方針や基準を定めています。

この項目では、周辺環境や建築物用途に応じた適切な色使いを進めていただくために、この分類に準じて、それぞれの場所での色使いのポイントや望ましい色彩等を紹介します。

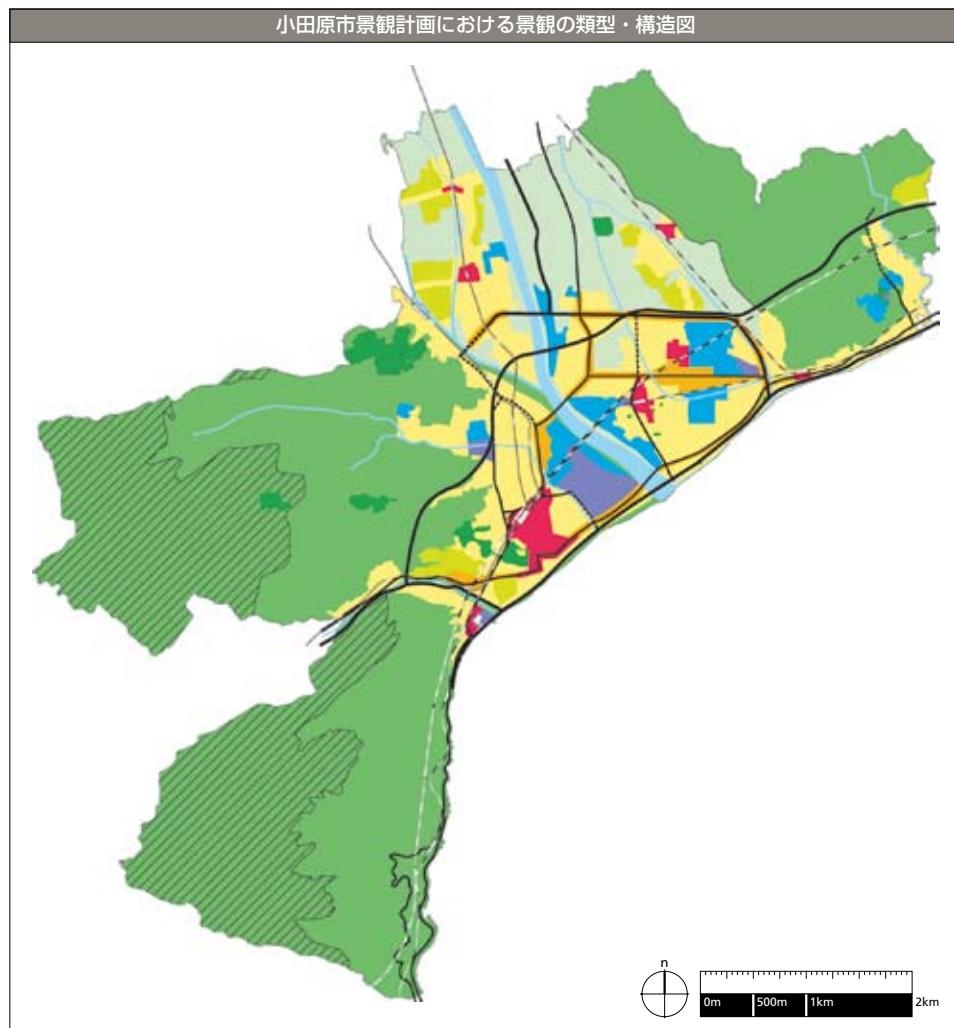
なお、本書では景観計画における類型別・構造別の景観を、色使いの考え方と共通する5つのタイプに分類・集約して解説しています。

類型別の景観

	景観の類型	都市計画マスタープランの土地利用区分等	地域区分図	本書の解説
都市的 景観	商業・業務地	中心商業業務地、副次中心商業地、地区中心商業地、沿道型複合市街地		Aタイプ・P8
	住宅地	一般住宅地、低層住宅地		Bタイプ・P9
	工業地	工業地、複合市街地		Cタイプ・P10
自然的 景観	田園	市街化調整区域のうち酒匂川沿いに広がる平地部		Dタイプ・P11
	丘陵地	市街化調整区域のうち市街地の東西に連なる丘陵地		Dタイプ・P11
	山・山並み	自然公園、自然環境保全地域、市街化調整区域のうち農業振興地域以外の地域		Dタイプ・P11

構造別の景観

	景観の構造	都市計画マスタープランの土地利用区分等	本書の解説
拠点的 景観	駅周辺	中心商業業務地、副次中心商業地、地区中心商業地	Aタイプ・P8
	大規模な緑地・史跡その他文化財	都市公園、曾我梅林等	Dタイプ・P11
軸的 景観	幹線道路・鉄道	主要幹線道路、幹線道路、主要な鉄道	Aタイプ・P8
	河川	酒匂川、早川、狩川	Eタイプ・P11
	海辺・海岸	相模湾	Eタイプ・P11



現況

駅周辺や幹線道路沿道などには、店舗や商業・業務ビルなどが多数立地しています。多くの建築物は、比較的穏やかな色調を採用していますが、一部に外装全体を広告物のように考え、派手な原色を基調としたものも見られます。こうした色彩の中には、企業のイメージカラーをそのまま外装の基調色としている例も見られます。

景観色彩の方向性

駅前などのまとまりのある景観では、ひとりよがりな色彩でまち全体がもっている雰囲気を壊さないように配慮する必要があります。

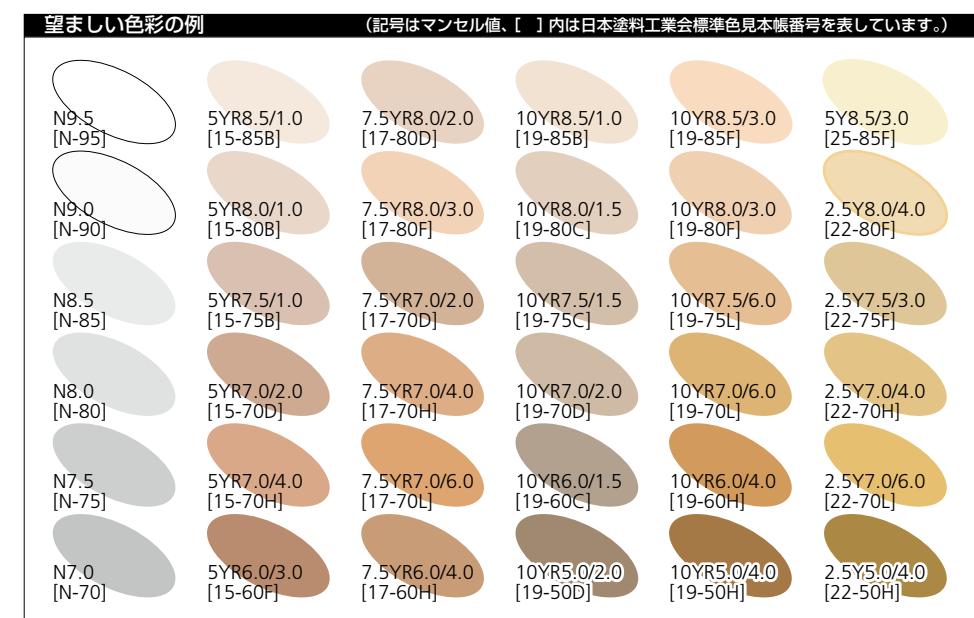
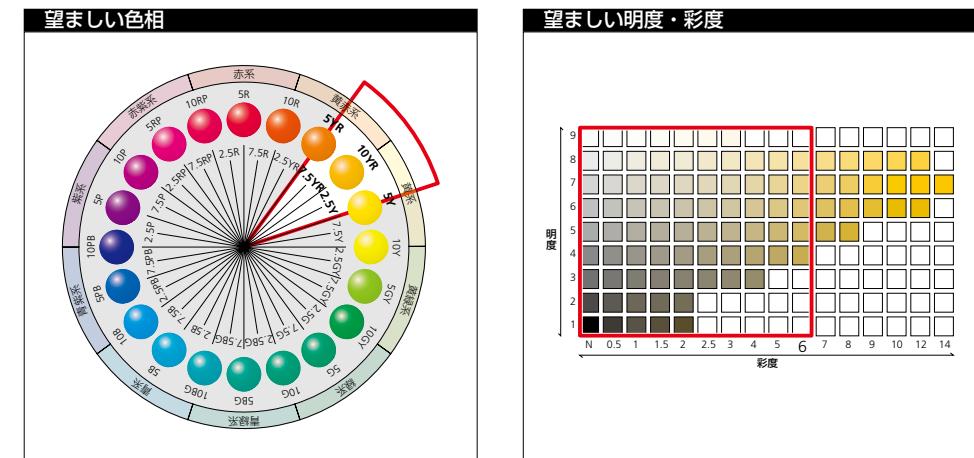
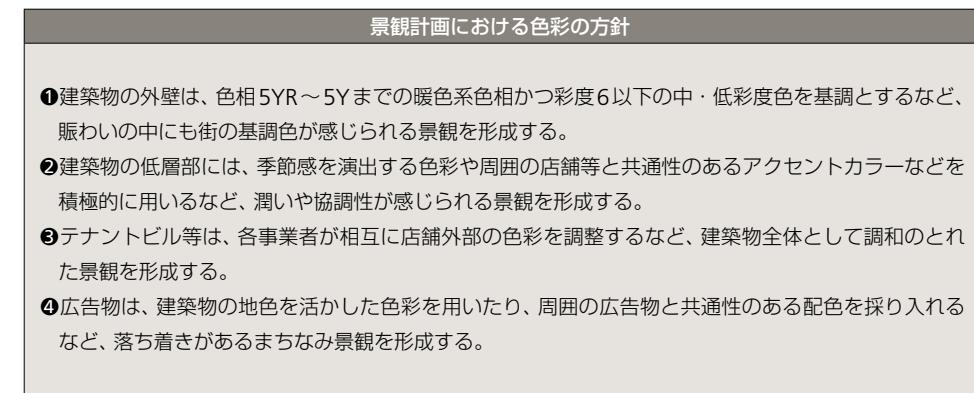
幹線道路沿道では、遠距離からも目立つように派手な色彩を基調としたり、大規模な屋外広告物を掲出したくなるのですが、こうした建築物が派手な色彩を競い合うようになると、沿道全体の景観に秩序がなくなってしまいます。

駅前や幹線道路沿道は、多くの人が往来し、まちの第一印象を決める場所です。賑わいの中にも品格を感じさせる色使いで、来訪者に小田原の雰囲気や美しい景観を伝えましょう。

望ましい色彩の考え方

商業・業務系の建築物には適度な華やかさも必要です。このため、小田原のまちの基調となっている暖色系の色彩の中でも、比較的色味のある中彩度の色彩を含めて、望ましい色彩としています。

アクセントカラーを上手に採り入れながら、みなさんの協力で、来訪者を暖かく迎える暖色基調の駅前や沿道景観を整えましょう。



現況

戸建住宅の色彩は、暖色系色相を中心とし、その中でも中・低彩度の落ち着いた色調が大勢を占めています。

また、集合住宅の色彩は、暖色系のやや色味のある色彩(アースカラー)が基本となつておおり、派手な色彩や青や緑などの色相を基調とした例はほとんどみられません。

現況においては、こうした色彩が住環境にふさわしい暖かさや落ち着きを感じさせる景観をつくり出しています。

景観色彩の方向性

住宅は個人の資産ですが、その外観は多くの人の目に触れるものです。このため、外装色は個人の好みばかりではなく、まちなみ全体のことを考え、周囲の建築物と連続性・共通性をもたせるようにします。

マンション等は規模が大きく、周囲に威圧感を与えやすいものです。このため、外装色は落ち着いた色調から選択し、形態・部位にあわせて複数色を使い分けるなど、親しみやすい外観となるよう工夫します。

こうした周辺への配慮によって、個々の建築物ばかりでなく、まちなみ全体の価値を高めることが大切です。

望ましい色彩の考え方

暖色系の色彩の中でも、数多く用いられ、穏やかな印象をもつ7.5YR～2.5Yまでの色相と、彩度3以下の低彩度色を望ましい色彩としています。

やや範囲が狭いように感じられますが、こうした色彩範囲には、住宅建材や塗料標準色などの豊富な選択肢が用意されており、落ち着きの中にも、多様なイメージをつくり出すことが可能です。

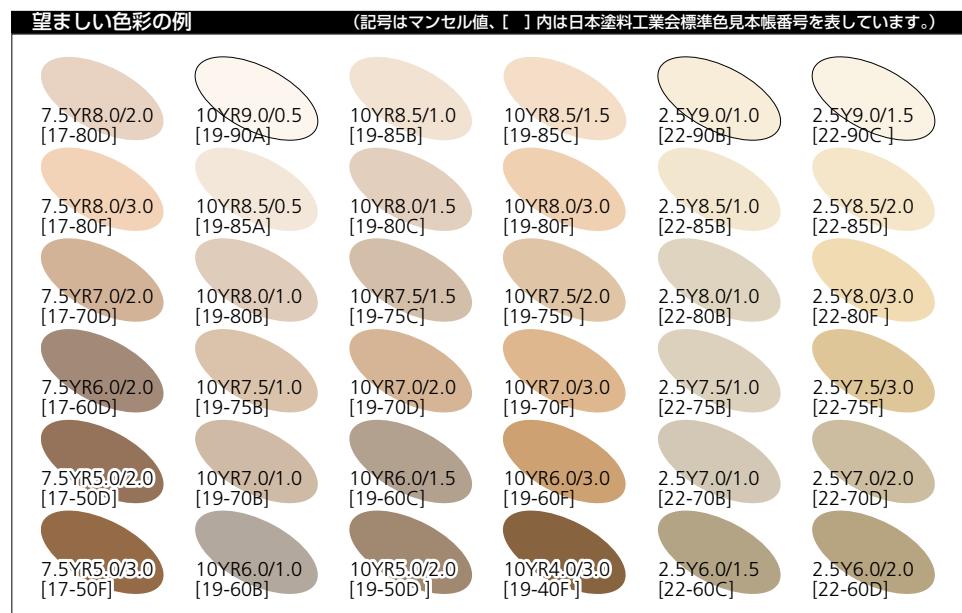
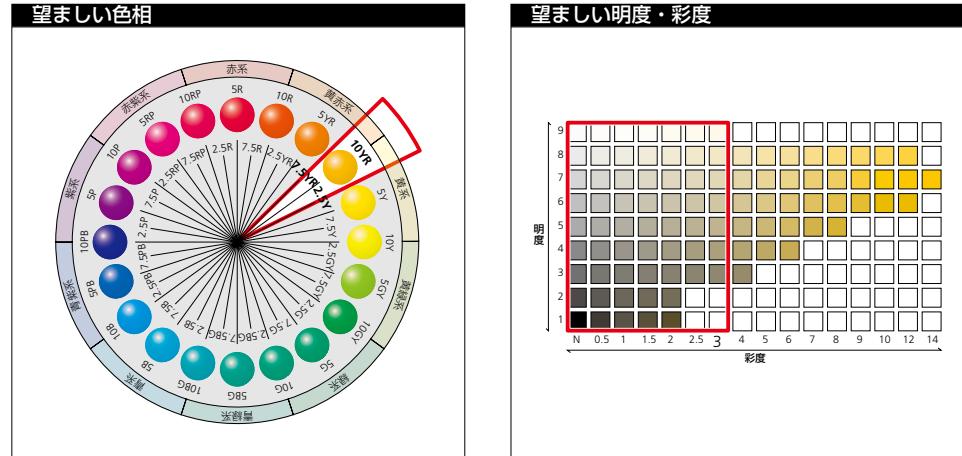
景観計画における色彩の方針

❶建築物の外壁は、色相7.5YR～2.5Yまでの暖色系色相かつ彩度3以下の低彩度色を基調とするなど、住環境にふさわしい暖かみのある景観を形成する。

❷建築物の屋根は、明度5以下の低明度かつ彩度2以下の低彩度色を用い外壁色と色相をあわせるなど、穏やかな色彩景観を形成する。

❸個々の住宅の色彩調和とともに、住宅と住宅の色彩調和にも配慮し、まちなみとしての一体感を演出するとともに、適度な変化の感じられる景観を形成する。

❹隣の色彩をそろえたり、生垣の緑によって共通性をもたせるなど、接道部の色彩の調和に配慮する。



現況

大規模な工場や倉庫等は、明るく穏やかな色調を基調としたものが中心となっており、高木と中低木を組み合わせた豊かな植栽と相まって、明るく親しみやすい印象をつくり出しています。

一方、一部の工場・倉庫等においては青や緑など色味の強い色彩を基調としたものや、汚損がひどく近寄りがたい印象をつくり出しているものなども見られます。

景観色彩の方向性

工場や倉庫等の整備においては経済性が重視されますが、色彩の変更は比較的容易でコストも少なくて済むため、より積極的に色彩を活用し、親しみやすさと活力のある景観をつくり出していくことが大切です。また、建築物の改修などにあわせて、事業所全体の建築物等の色彩を見直し、統一感のある施設づくりを進めていくことも考えられます。

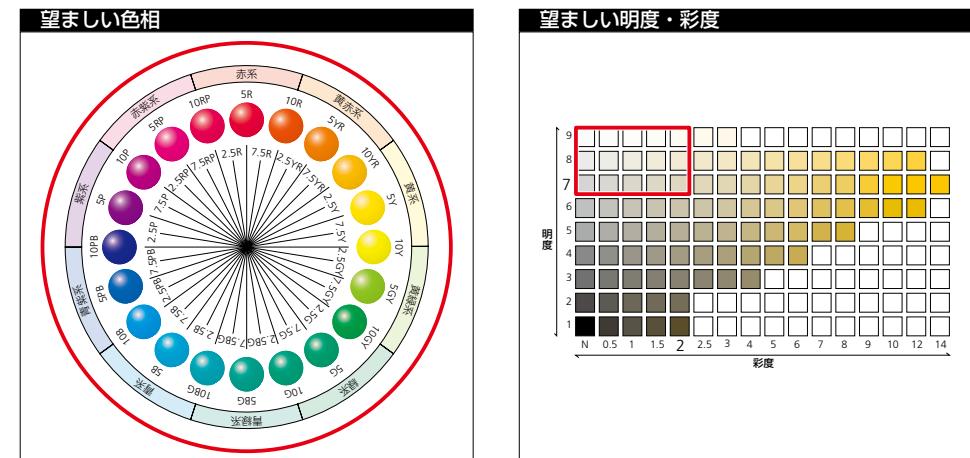
市内の工業地の多くは豊かな自然に近接しており、植栽の生きた緑で周辺環境との調和を図ることも大切です。

望ましい色彩の考え方

現況の特長となっている明るさや親しみやすさを伸長するため、高明度かつ低彩度の色調を望ましい色彩としています。また、色相の範囲を限定せず、工業系の建築物に多く見られる青や緑の色相にも選択肢を設け、企業イメージを反映しやすくしています。

基調色はこれらの色彩で抑え、建築物の形態に合わせてストライプを入れたり、シャッターなど低層部のアクセントとして強い色彩を用いると、威圧感が少なく、躍动感のある外観をつくり出すことができます。

景観計画における色彩の方針	
①建築物の外壁は、明度7以上の高明度かつ彩度2以下の低彩度色を基調とするなど、明るく穏やかで開放感のある景観を形成する。	
②大規模な生産施設や倉庫等は、単調な配色を避け、形態の変化に対応して色彩の分節を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。	
③工業団地等においては、事業者が連携して建築物の色調(明度・彩度)をそろえたり、共通性のあるアクセントカラーを用いるなど、一体感のある景観を形成する。	
④生産施設や倉庫等は、外壁や屋根等の定期的なメンテナンスを行うなど、美観を維持するとともに、清潔で親しみやすい景観を形成する。	



望ましい色彩の例 (記号はマンセル値、[] 内は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています。)					
N9.5 [N-95]	5YR9.0/0.5 [15-90A]	10YR9.0/0.5 [19-90A]	5Y9.0/0.5 [25-90A]	5BG9.0/0.5 [55-90A]	5PB9.0/0.5 [75-90A]
N9.0 [N-90]	5YR8.5/1.0 [15-85B]	10YR8.5/1.0 [19-85B]	5Y8.5/1.0 [25-85B]	5BG8.5/0.5 [55-85A]	5PB8.5/0.5 [75-85A]
N8.5 [N-85]	7.5YR8.0/2.0 [17-80D]	10YR8.0/1.5 [19-80C]	2.5Y8.0/2.0 [22-75D]	5BG8.0/1.0 [55-80B]	5PB8.0/1.0 [75-80B]
N8.0 [N-80]	5YR7.5/1.0 [15-75B]	10YR8.0/3.0 [19-80F]	2.5Y7.5/2.0 [22-75D]	5BG7.5/0.5 [55-75A]	5PB7.5/0.5 [75-75A]
N7.5 [N-75]	5YR7.0/2.0 [15-70D]	10YR7.5/2.0 [19-75D]	5Y7.0/1.5 [25-70C]	5BG7.0/1.0 [55-70B]	5PB7.0/1.0 [75-70B]
N7.0 [N-70]	7.5YR7.0/2.0 [17-70D]	10YR7.0/3.0 [19-70F]	2.5Y7.0/2.0 [22-70D]	5BG7.0/2.0 [55-70D]	5PB7.0/2.0 [75-70D]



類型別・構造別の色彩の考え方 4

D タイプ | 自然的景観(田園、丘陵地、山・山並み)

現況

曾我梅林周辺の田園や箱根輪山へとつながる丘陵地などでは、昔ながらの民家などが見られ、木材や瓦屋根などの伝統的建材が周囲の自然と調和した穏やかな佇まいを見せています。

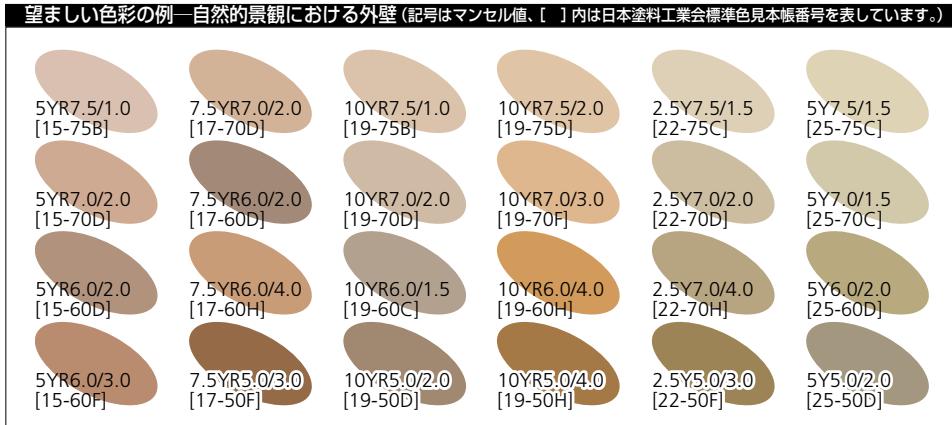
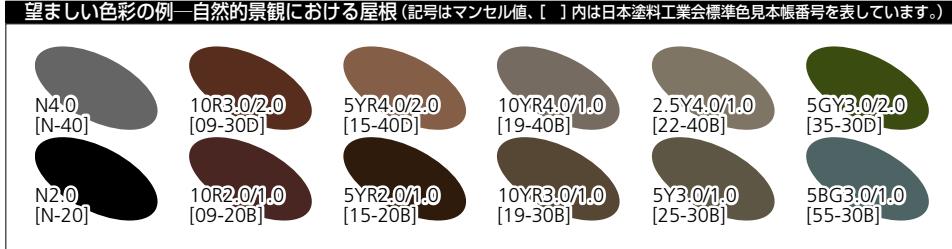
景観色彩の方向性

豊かな自然景観の中に立地する建築物は、木材や石材、土壁などの自然素材を積極的に活用し、その外観も自然に近づける必要があります。また、人工的建材を用いる場合でも、自然素材に近い色彩や質感のものを選択することが大切です。特に丘陵地などの地形的に他所からもよく見える位置に立地する建築物は、周囲の緑から突出するような極端に明るい色や鮮やかな色を避け、四季折々に変化する自然の彩りを阻害しないように配慮する必要があります。

望ましい色彩の考え方

周囲を緑に囲まれた環境では、明るさや鮮やかさを抑え、周辺に融合するような外観を形成することが大切です。また、自然素材やそれに近い色彩・質感がおすすめです。

景観計画における色彩の方針
①勾配屋根の色彩は、明度5以下の低明度かつ彩度2以下の低彩度色を用いるなど、周囲の田園や後背の丘陵地、山・山並みに融合した景観を形成する。
②陸屋根の建築物においては、周辺から突出しやすい明度8以上の高明度色を避けるなど、周囲の田園や後背の丘陵地、山・山並みに融合した景観を形成する。
③建築物や工作物の色彩は、自然景観の季節変動を考慮し、木材や石材などの自然素材色と共通する色彩を基調とするなど、四季を通して自然の息吹が感じられる景観を形成する。
④史跡その他文化財周辺の建築物及び工作物は、史跡などの色彩を尊重し、それらと共に共通性のある色彩又はそれよりも彩度の低い色彩を基調とするなど、史跡その他文化財の存在が引き立つ景観を形成する。



類型別・構造別の色彩の考え方 5

E タイプ | 水辺(河川、海辺・海岸及びその周辺)

現況

海岸沿いや河川沿いなどにおいては、高彩度色を基調とした建築物も見られ、遠距離からも目立ち、自然の彩りよりも存在感が勝ってしまいます。

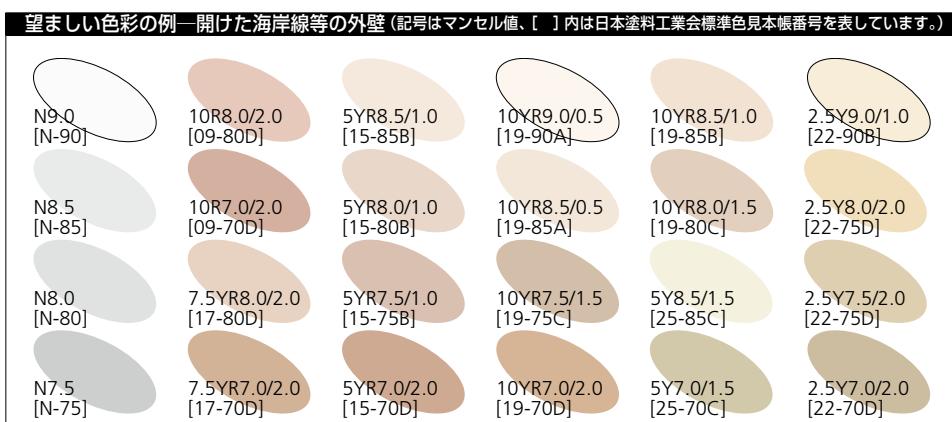
景観色彩の方向性

開けた海岸沿い、河川沿いに立地する建築物や工作物は、木材や石材、土壁などの自然素材を積極的に活用し、その外観も自然に近づけたり、背景に溶け込むような色彩を選ぶ必要があります。

望ましい色彩の考え方

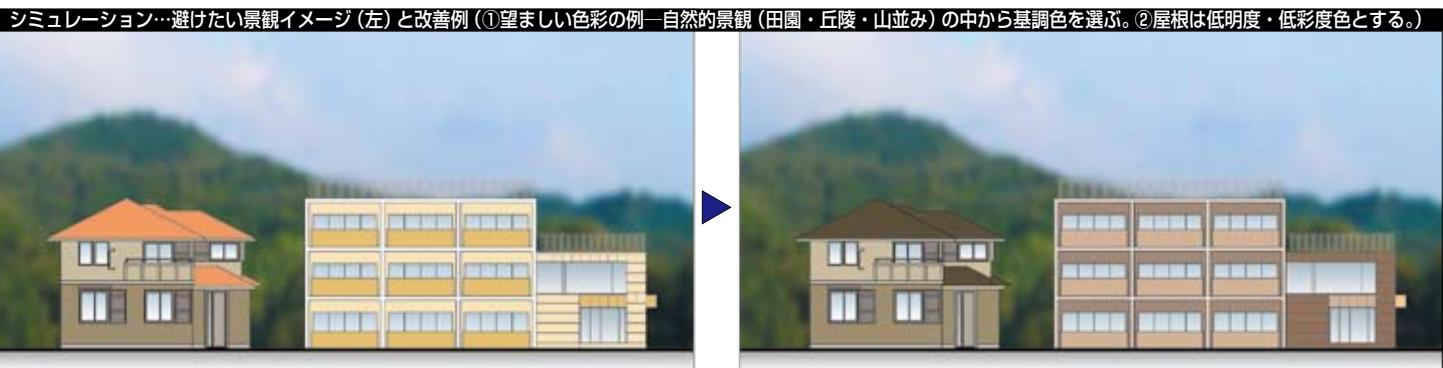
周囲が開けた海岸線では、暗く閉鎖的な色彩は避け、明るく開放感のある外観を形成することが大切です。また、自然素材やそれに近い色彩・質感がおすすめです。

景観計画における色彩の方針
①開けた海岸や河川沿いに立地する建築物及び工作物の色彩は、明度7以上の高明度かつ彩度2以下の低彩度色を基調とするなど、明るく穏やかで開放感のある景観を形成する。
②大きく成長した松林や松並木の周辺に立地する建築物及び工作物の色彩は、木材や石材などの自然素材色と共通する色彩を基調とするなど、黒松の緑と一体化した景観を形成する。
③橋梁の色彩は、水や植物にちなんだ青色や緑色など直接的な連想による高彩度色を避け、落ち着いた低彩度色を基調とするなど、季節や時間・天候などによって変化する水面の色彩や河原の緑などが美しく引き立つ景観を形成する。



屋根の望ましい色彩の例は、D タイプ | 自然的景観(田園、丘陵地、山・山並み)と共通です。

Dタイプ | 自然的景観(田園、丘陵地、山・山並み)における色彩景観形成の例



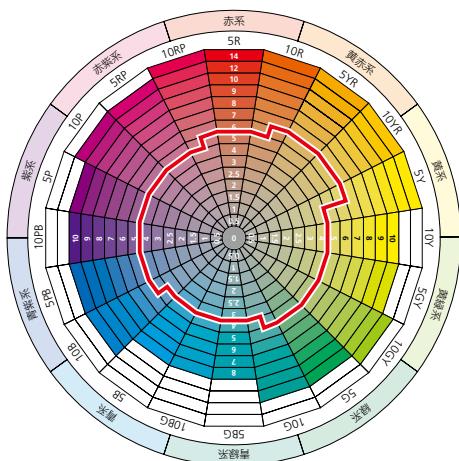
酒匂川沿岸指定区域における屋外広告物の色彩

指定区域①：酒匂川両岸 50m以内 … <対象>酒匂川に向いた高さ地上5m超の広告物
指定区域②：酒匂川両岸 150m以内 … <対象>屋上広告物

制限の考え方

酒匂川沿岸の穏やかで開放的な景観を形成するために、屋外広告物の地色^{*1}は、落ちついた低彩度色を用いるよう誘導を図ります。

^{*1} 文字以外の部分をさします。面積全体の1/3以内の範囲内で用いる色彩には制限がありません。



対象部位	色相	明度	彩度
屋外広告物の地色	0.1R～10R	制限なし	5以下とする
	0.1YR～5Y	制限なし	6以下とする
	5.1Y～10G、 0.1PB～10RP	制限なし	4以下とする
	0.1BG～10B	制限なし	3以下とする

屋外広告物の色彩デザイン提案…穏やかで開放的な広告景観をめざして



✗ 原案

地色に高彩度色を用いており、酒匂川の対岸からの開けた景観の中で、突出した存在となっています。屋外広告物も、酒匂川水面、土手の黒松及び背景となる山並みに配慮した穏やかな色彩となるようにデザインしましょう。

○ 箱文字表現

盤面を設けるのではなく、外壁に直接文字を設置すると建物の外観に違和感なく調和します。

○ 中彩度色を活かした表現

派手な高彩度色ではなく、同色相の中彩度色を地色にすると深みのある落ち着いた印象になります。



小田原市色彩景観のてびき

小田原の景観を美しく整える色彩の作法集

発行年

平成21年

発行

小田原市都市部まちづくり景観課

〒250-8555 小田原市荻窪300番地

tel.0465-33-1573 fax.0465-33-1579

景観計画重点区域1

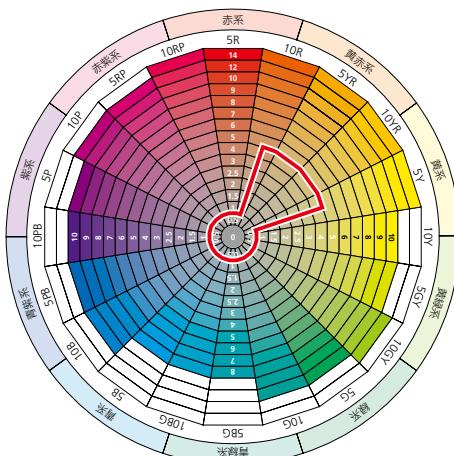
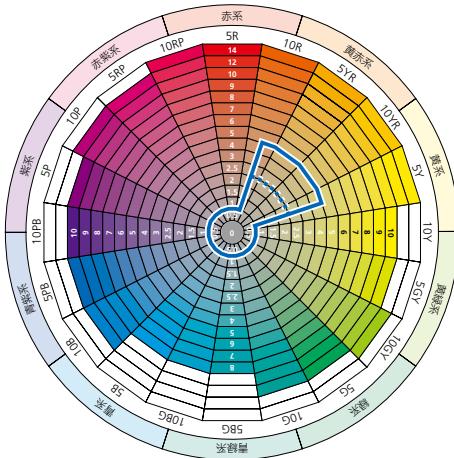
小田原城周辺地区の色彩

建築物の屋根・外壁、工作物の色彩

制限の考え方

建築物の外壁や工作物の色彩は、地区のシンボルであり、無彩色やごく低彩度色で構成された小田原城をいっそう引き立たせ、まちなみとして一体感のある景観を形成するため、既存のまちなみの基調となっているYR（黄赤）系、Y（黄）系の色相を基本に落ち着いた低彩度域に誘導を図ります。また、建築物の屋根の色彩は、城址公園等の緑と融合した風格のある景観を形成するため、低彩度かつ重厚感のある低明度域に誘導を図ります。

*建築物・工作物の見付面積の1/5未満の範囲内で用いる色彩については制限がありませんが、できるだけ小面積とし、低層部に集約するなどの配慮により、まちの賑わいと品格のバランスに配慮することが必要です。

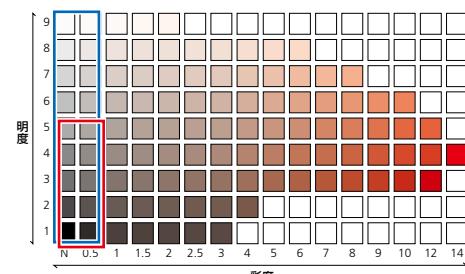


凡例

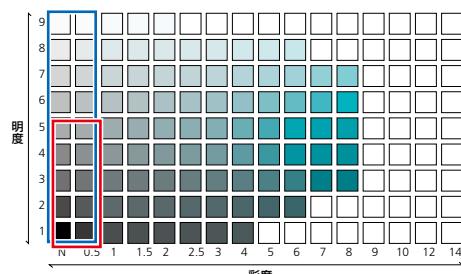
- 建築物の外壁・工作物の基調色の使用可能範囲
- 建築物の屋根の基調色の使用可能範囲

対象部位	色相	明度	彩度
建築物の外壁・工作物	0.1YR～5Y	8.5以上の場合	2以下とする
		8.5未満の場合	4以下とする
	その他	制限なし	0.5以下とする
建築物の屋根	0.1YR～5Y	5以下とする	4以下とする
		その他	0.5以下とする

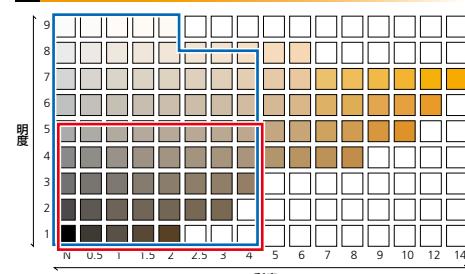
R(赤)系の色相



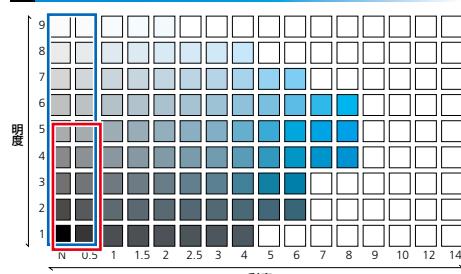
BG(青緑)系の色相



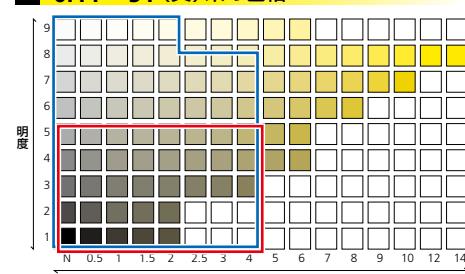
YR(黄赤)系の色相



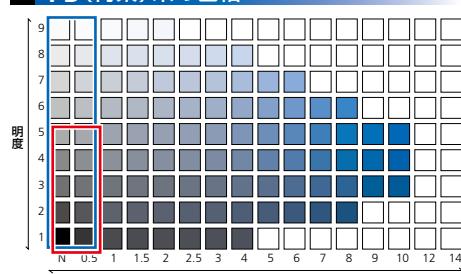
B(青)系の色相



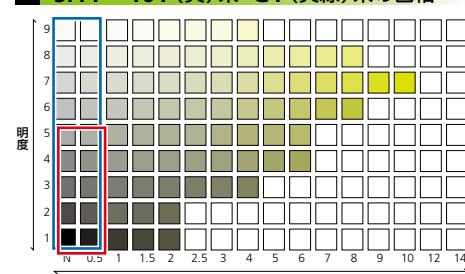
0.1Y～5Y(黄)系の色相



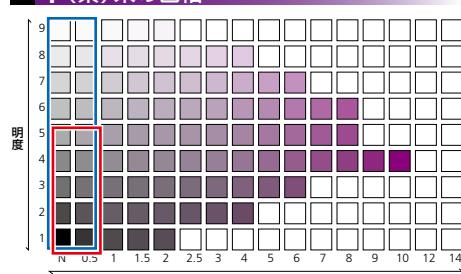
PB(青紫)系の色相



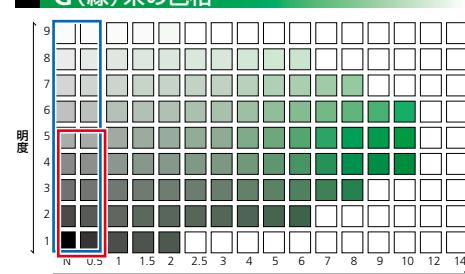
5.1Y～10Y(黄)系・GY(黄緑)系の色相



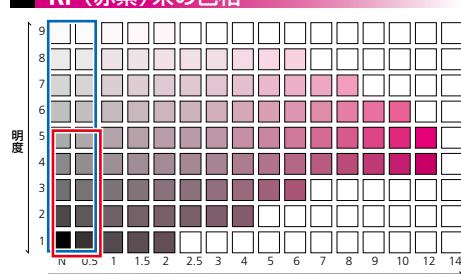
P(紫)系の色相



G(緑)系の色相

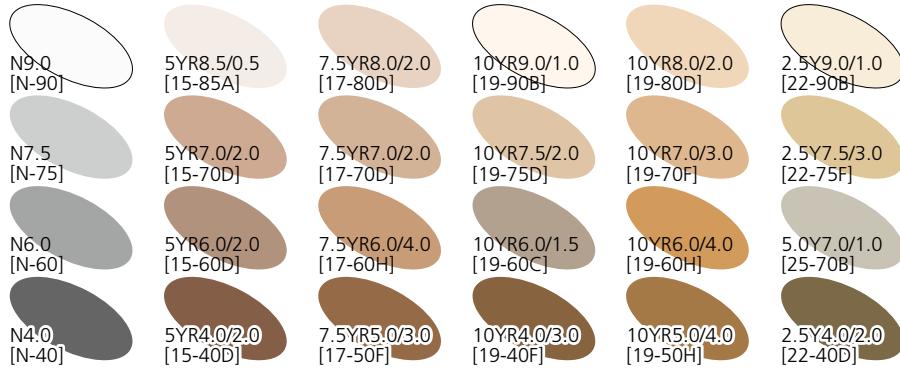


RP(赤紫)系の色相



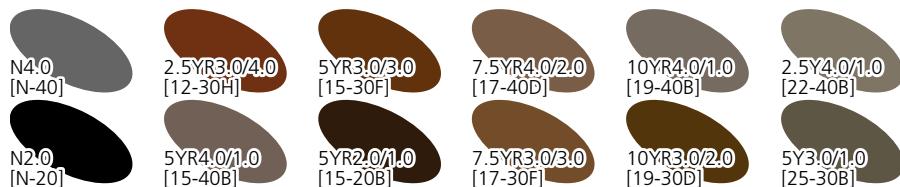
制限範囲内の色彩例—外壁

(記号はマンセル値、〔 〕内は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています。)



制限範囲内の色彩例—屋根

(記号はマンセル値、〔 〕内は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています。)



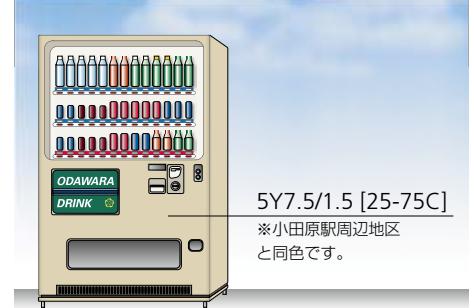
自動販売機の色彩

制限の考え方

自動販売機等は、周辺景観との調和を考慮し、建築物等と一体的になるよう計画します。自動販売機を屋外に設置する場合は、外装色を5Y7.5/1.5とします。

*ただし、木製の囲い等により周囲と調和するように修景を行った場合はこの限りではありません。

自動販売機の指定色とイメージ

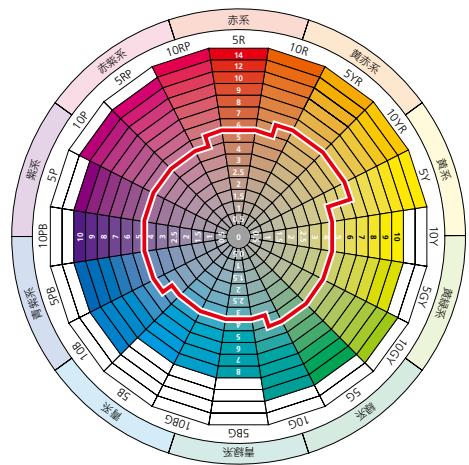


屋外広告物・日よけテントの色彩

制限の考え方

小田原城がもつ歴史的・文化的イメージと調和した景観を形成するために、屋外広告物の地色^{※1}及び日よけテントは、落ち着きと風格のある穏やかな色調を用いるよう誘導を図ります。

^{※1} 文字以外の部分をさします。面積全体の1/3以内の範囲内で用いる色彩には制限がありません。



対象部位	色相	明度	彩度
屋外広告物の地色 日よけテント	0.1R~10R	制限なし	5以下とする
	0.1YR~5Y	制限なし	6以下とする
	5.1Y~10G、 0.1PB~10RP	制限なし	4以下とする
	0.1BG~10B	制限なし	3以下とする

*カラーの写真や絵画等の部分は、色彩基準に適合しない部分とみなします。

*和風の意匠によるのれん、日よけ幕については、1色に限り上記範囲外の色彩を用いることができます。

屋外広告物の色彩デザイン提案…小田原城址の雰囲気を受け継いだ風格のある広告景観をめざして



× 原案

地色に高彩度色を用いており、小田原城や周辺の緑よりも目立つ存在となっています。

屋外広告物も歴史的なまちなみをかたちづくる資源のひとつとして捉え直し、色彩や素材・表現などを工夫することにより、小田原のまちを訪れる人たちに、歴史的・文化的なイメージを伝えましょう。



○ 中彩度色を活かした表現

原色ではなく中彩度色を用いると藍染めや草木染めなど伝統的な色彩表現と共に共通性が生まれます。



○ 素材色を活かした表現

木材や布などの自然素材を活かすと城下町らしい風情のある表現ができます。



○ モノクローム表現

白地に黒やこげ茶を用いると、墨文字とも共通する風格のある色彩表現になります。



○ 表現全体の工夫

袖看板や壁面看板ではなく、日よけ幕や木彫の扁額など表現自体を工夫すると城下町しさが増します。

色彩景観の考え方

建築物等の外壁：現在のまちなみの基調となっているYR(黄赤)系、Y(黄)系の色相を基本とし、落ち着いた低彩度色でまとめます。

建築物等の屋根：城址公園等の緑と融和した風格のある景観を形成するため、低彩度かつ低明度色でまとめます。

屋外広告物、日よけテント等：落ち着きと風格のある穏やかな色調を用います。

自動販売機：指定色(5Y7.5/1.5)で統一します。



景観計画重点区域2

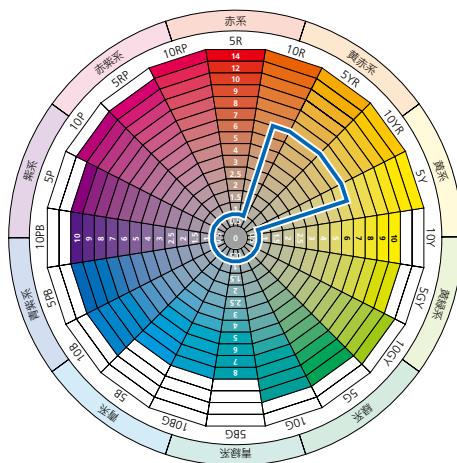
小田原駅周辺地区の色彩

建築物・工作物の外観の色彩

制限の考え方

樹木の緑（彩度6程度）が映えるようになるとともに、暖色系が主体で明暗の対比がはっきりとした既存のまちなみの特徴を顕在化するため、暖色系色相では選択肢を広く、寒色系・その他の色相ではより慎重な色彩選択を促しながら、秩序と風格のある色彩景観の形成を図ります。明度については、明暗のメリハリがきいた既存のまちなみの特性を活かすため、制限は行いません。

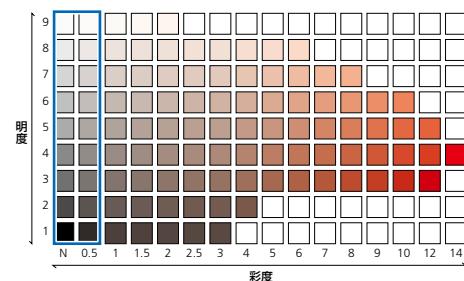
*建築物・工作物の見付面積の1/5未満の範囲内で用いる色彩については制限がありませんが、できるだけ小面積とし、低層部に集約するなどの配慮により、まちの賑わいと品格のバランスに配慮することが必要です。



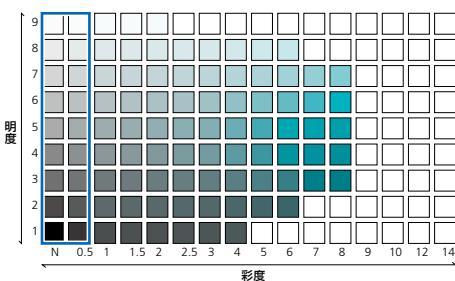
対象部位	色相	明度	彩度
外観	0.1YR～5Y	制限なし	6以下とする
	その他	制限なし	0.5以下とする
自動販売機 ^{※2}	5Y	7.5	1.5

*2ただし、木製の塗装などにより周囲と調和するように修景を行った場合はこの限りではありません。

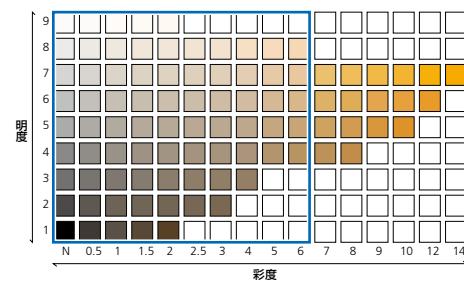
R(赤)系の色相



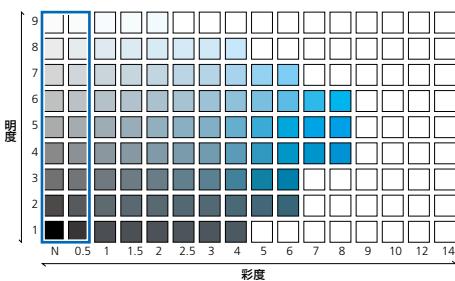
BG(青緑)系の色相



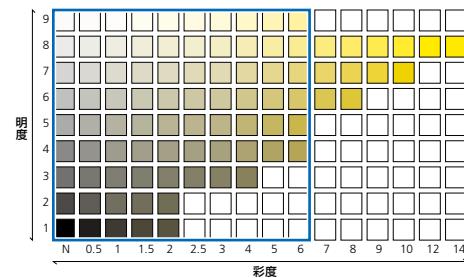
YR(黄赤)系の色相



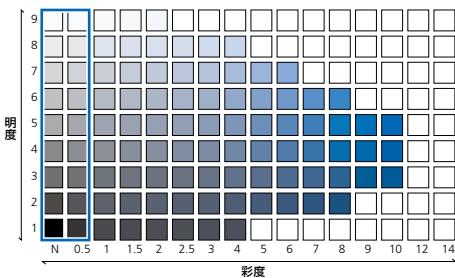
B(青)系の色相



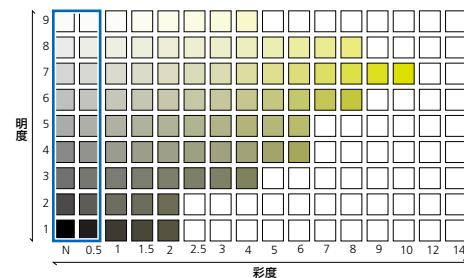
0.1Y～5Y(黄)系の色相



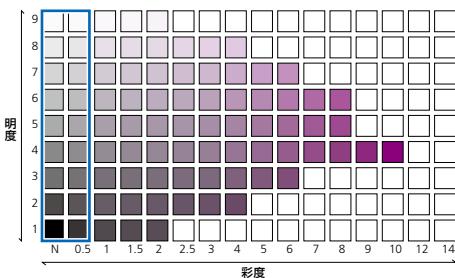
PB(青紫)系の色相



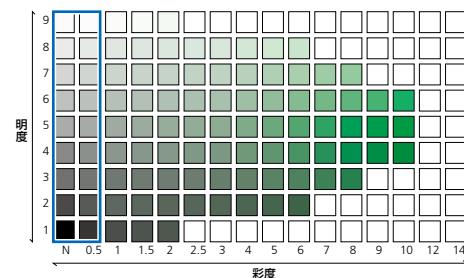
5.1Y～10Y(黄)系・GY(黄緑)系の色相



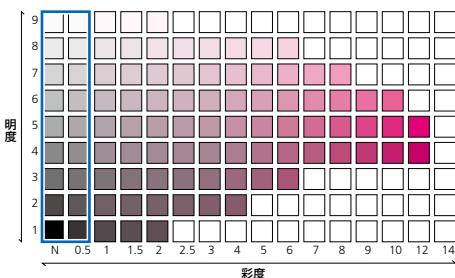
P(紫)系の色相



G(緑)系の色相



RP(赤紫)系の色相

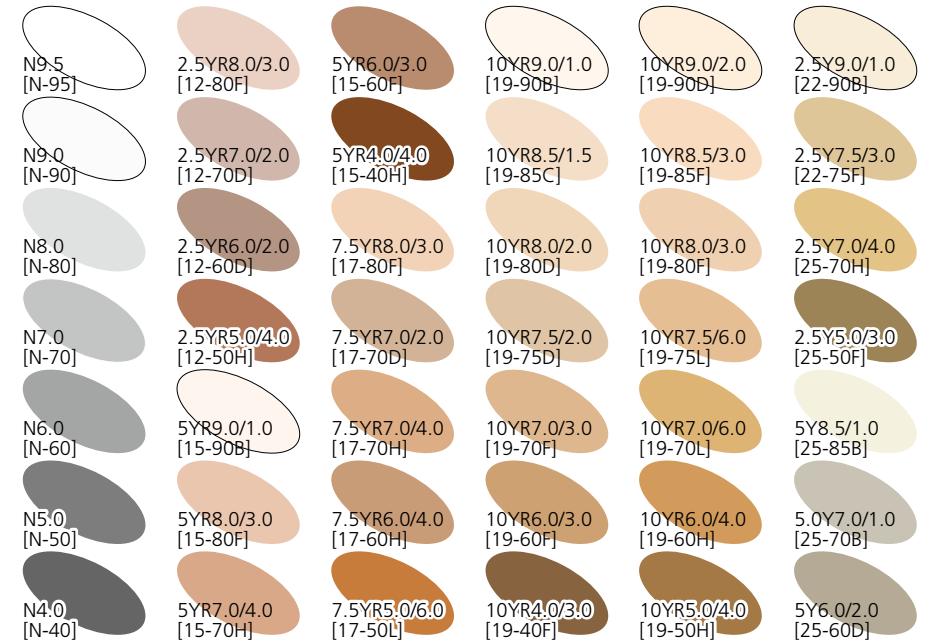


凡例

建築物・工作物の外観
の基調色の使用可能範囲

制限範囲内の色彩例—外壁

(記号はマンセル値、[] 内は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています。)

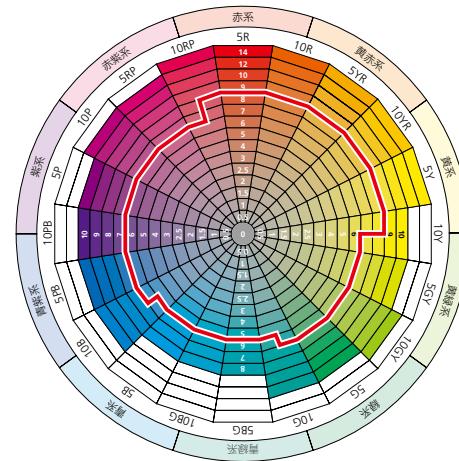


屋外広告物の色彩

制限の考え方

小田原市の顔であり富士伊豆箱根地域の広域交流拠点でもある駅前の景観を風格と賑わいのあるものとするために、屋外広告物の地色^{*1}に原色など派手な高彩度色を用いないよう誘導を図ります。

*1 文字以外の部分をさします。面積全体の1/3以内の範囲内で用いる色彩には制限がありません。



屋外広告物の色彩デザイン提案…地域のイメージと企業・店舗のイメージを両立した広告景観をめざして

✗ 原案

地色に高彩度色を用いており、同様の派手な広告物が集積すると、小田原駅前の景観がけがけぱしゃく、落ち着きのないものになってしまいます。

企業のコーポレートカラーが決められている場合でも、地域社会の一員として周辺との調和の観点から表現を工夫し、まちなみ景観と共に存していく中で企業イメージの向上を図ることが大切です。

○ 反転表現

配色を反転するもとのイメージを保ちながらも、周囲との対比を和らげることができます。

○ 額縁表現

広告物の四方に額縁のように白い枠を設けると高彩度色の面積を減らすことができます。

○ 中彩度色を活かした表現

派手な高彩度色ではなく、同色相の中彩度色を地色にすると深みのある落ち着いた印象になります。

○ 素材や質感を活かした表現

色による表面的な装飾ではなく、金属やガラスなどの質感を活かすと高級感のある表現になります。



景観形成の効果を高めるため、小田原駅東口の指定区域では、屋上広告物について、小田原駅周辺地区と同様に色彩の誘導を行います。(カラー写真や絵画等の使用不可)

対象部位	色相	明度	彩度
屋外広告物の地色 日よけテント	0.1R～10Y	制限なし	8以下とする
	0.1GY～10G、 0.1PB～10RP	制限なし	6以下とする
	0.1BG～10B	制限なし	5以下とする

※カラーの写真や絵画等の部分は、色彩基準に適合しない部分とみなします。

※和風の意匠によるのれん、日よけ幕については、1色に限り上記範囲外の色彩を用いることができます。





景観計画重点区域3

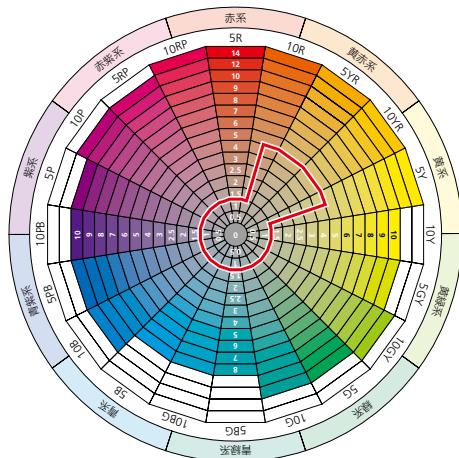
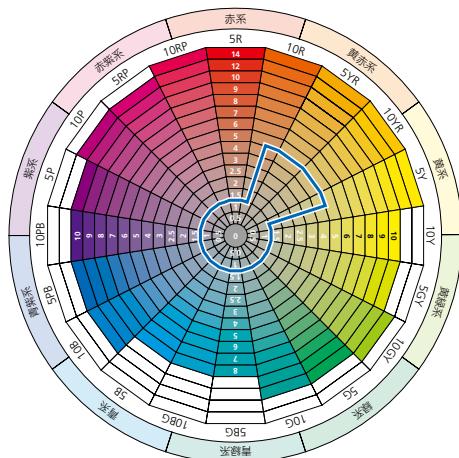
国道1号本町・南町地区の色彩

建築物の屋根・外壁、工作物の色彩

制限の考え方

建築物の外壁や工作物の色彩は、江戸時代における東海道の宿場町として、また近代以降は県西部及び伊豆箱根地域の交流拠点として、なりわいと歴史を積み重ねながら沿道景観を形成してきた本地区の景観を継承するとともに、これまで自主的景観形成地区として育んできた暖かく穏やかな色調を活かし、暖色系の低彩度色を中心に、それらと対比の少ない範囲から用いるものとします。

*建築物・工作物の見付面積の1/5未満の範囲内で用いる色彩については制限がありませんが、できるだけ小面積とし、低層部に集約するなどの配慮により、まちの賑わいと品格のバランスに配慮することが必要です。

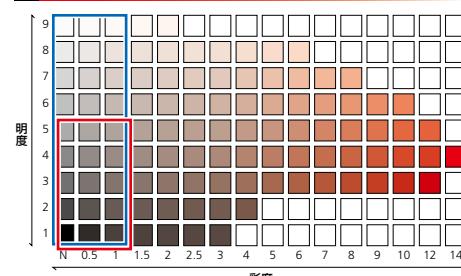


凡例

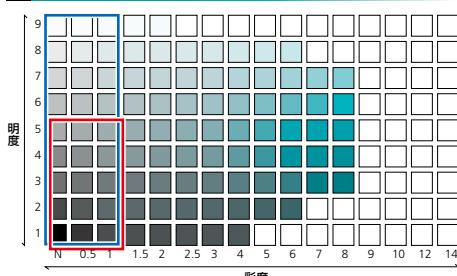
- 建築物の外壁・工作物の基調色の使用可能範囲
- 建築物の屋根の基調色の使用可能範囲

対象部位	色相	明度	彩度
建築物の外壁・工作物	0.1YR～5Y	制限なし	4以下とする
	その他	制限なし	1以下とする
建築物の屋根	0.1YR～5Y	5以下とする	4以下とする
	その他	5以下とする	1以下とする

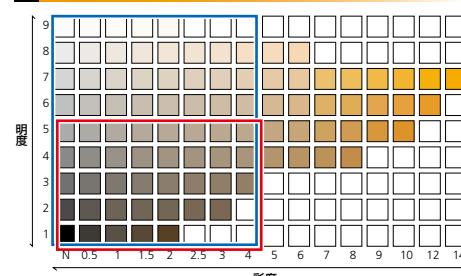
R(赤)系の色相



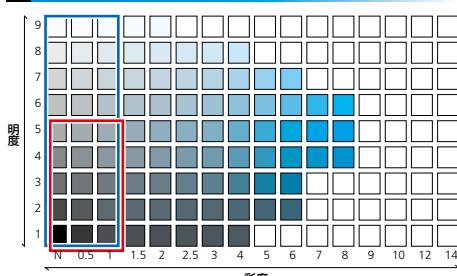
BG(青緑)系の色相



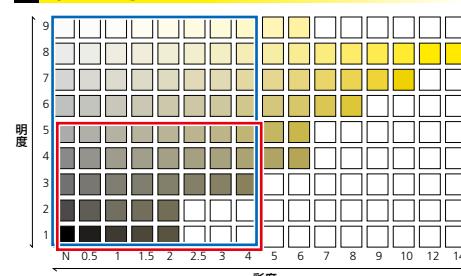
YR(黄赤)系の色相



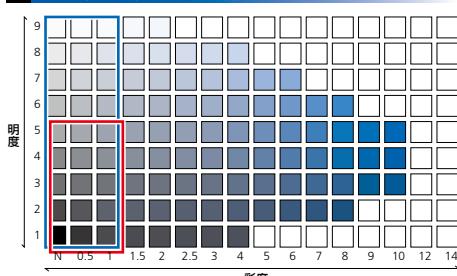
B(青)系の色相



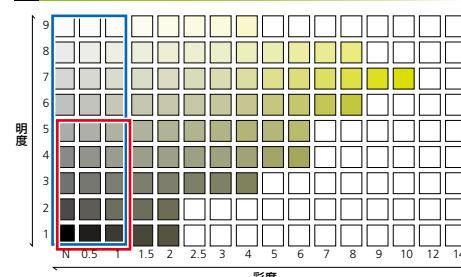
0.1Y～5Y(黄)系の色相



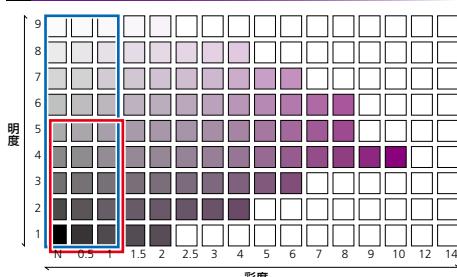
PB(青紫)系の色相



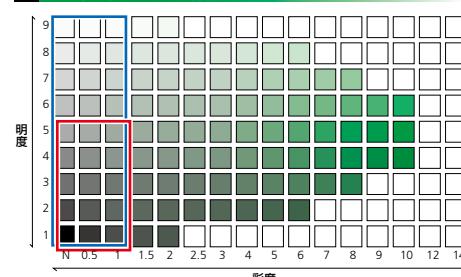
5.1Y～10Y(黄)系・GY(黄緑)系の色相



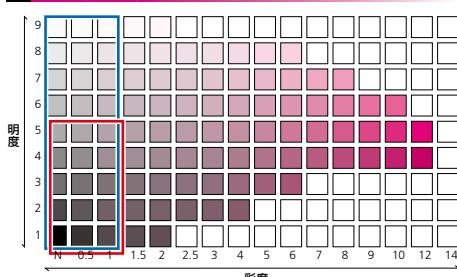
P(紫)系の色相



G(緑)系の色相

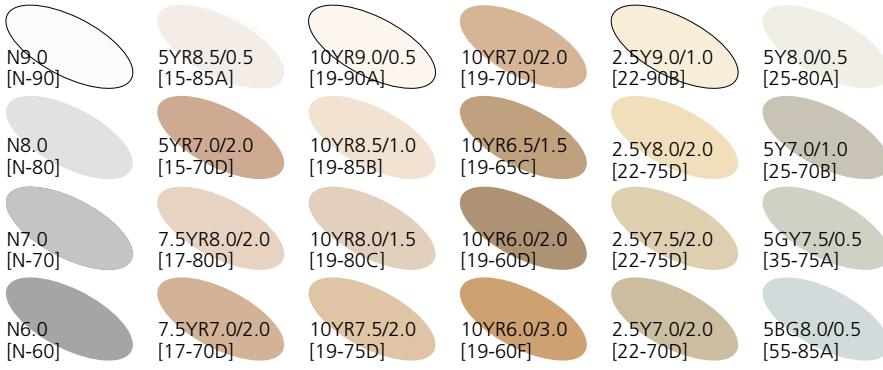


RP(赤紫)系の色相



制限範囲内の色彩例—外壁

(記号はマンセル値、〔 〕内は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています。)



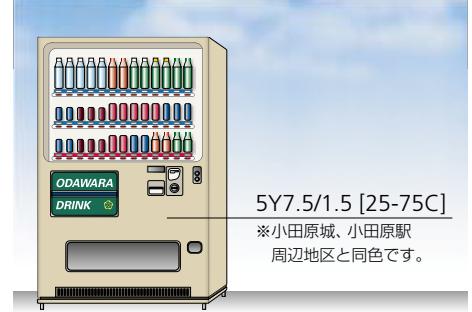
自動販売機の色彩

制限の考え方

自動販売機等は、周辺景観との調和を考慮し、建築物等と一体的になるよう計画します。自動販売機を屋外に設置する場合は、外装色を5Y7.5/1.5とします。

*ただし、木製の囲い等により周囲と調和するように修景を行った場合はこの限りではありません。

自動販売機の指定色とイメージ



制限範囲内の色彩例—屋根

(記号はマンセル値、〔 〕内は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています。)

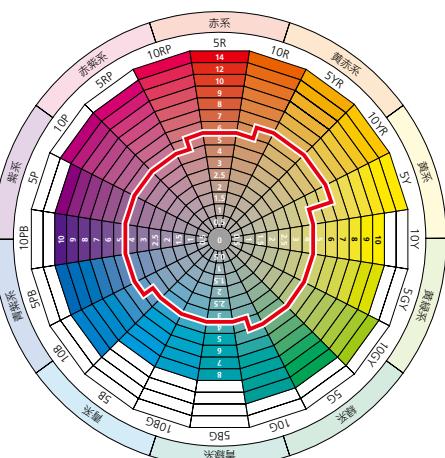


屋外広告物・日よけテントの色彩

制限・誘導の考え方

宿場町や商業のまちとして育んできた風格ある景観と調和した色彩景観を形成するため、屋外広告物の地色^{※1}及び日よけテントは、落ち着きと風格のある穏やかな色調を用いるよう誘導を図ります。

^{※1} 文字以外の部分をさします。面積全体の1/3以内の範囲内で用いる色彩には制限がありません。



対象部位	色相	明度	彩度
屋外広告物の地色 日よけテント	0.1R～10R	制限なし	5以下とする
	0.1YR～5Y	制限なし	6以下とする
	5.1Y～10G、 0.1PB～10RP	制限なし	4以下とする
	0.1BG～10B	制限なし	3以下とする

*カラーの写真や絵画等の部分は、色彩基準に適合しない部分とみなします。

*和風の意匠によるのれん、日よけ幕については、1色に限り上記範囲外の色彩を用いることができます。

屋外広告物の色彩デザイン提案…なりわいと歴史を重ねた風格のある広告景観をめざして



× 原案

地色に高彩度色を用いており、落ち着いた広告物が主体の国道1号沿道の景観の中ではやや突出した存在となっています。
屋外広告物も沿道のつながりを大切にし、両隣の配慮や協調が、やがてまちなみ全体の良好なイメージへと発展していくように、大切にデザインしましょう。



○ 中彩度色を活かした表現

原色ではなく中彩度色を用いると草木染めや藍染めなど伝統的な色彩表現と共通性が生まれます。



○ 箱文字表現

盤面を設けるのではなく、外壁に直接文字を設置すると建物の外観に違和感なく調和します。



○ 素材色を活かした表現

木材などの自然素材を活かすと宿場町の風情を感じさせる歴史的な表現ができます。



○ 布などを活かした表現

布製の日よけ幕やバナーフラッグなどを用いると柔らかく可変性のある表現ができます。

色彩景観の考え方

建築物等の外壁：現在のまちなみの基調となっているYR(黄赤)系、Y(黄)系の色相を基本とし、落ち着いた低彩度色でまとめます。

屋外広告物、日よけテント等：落ち着きと風格のある穏やかな色調を用い、材料や表現を工夫します。

建築物等の屋根：風格ある沿道景観を形成するため、低彩度かつ低明度色でまとめます。

自動販売機：指定色(5Y7.5/1.5)で統一します。



景観計画重点区域4

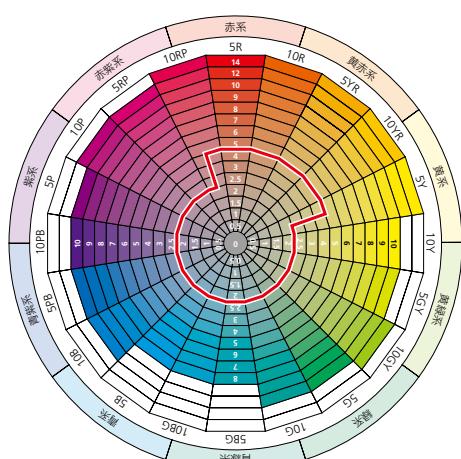
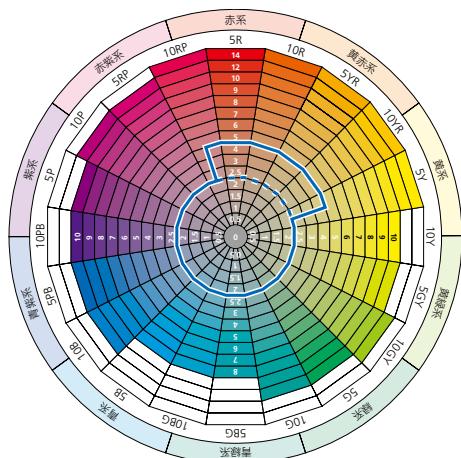
小田原大井線沿道地区の色彩

建築物の屋根・外壁、工作物等の色彩

制限の考え方

周辺の酒匂川や田園などの自然環境に配慮した良好な通り景観を形成するために、建築物の外壁や工作物の色彩は、明度や彩度を抑え、周辺に融和するような色彩の景観形成を図ります。また、建築物の屋根の色彩は、背景の山並みの緑と融和した景観を形成するため低彩度かつ低明度の域に誘導を図ります。

*1 建築物・工作物の見付面積の1/5未満の範囲内で用いる色彩については制限がありません。ただし、工業専用地域内では、地盤面からの高さ10m以下の部分とし、その他の地域では地盤面からの高さ5m以下の部分に限ります。



凡例

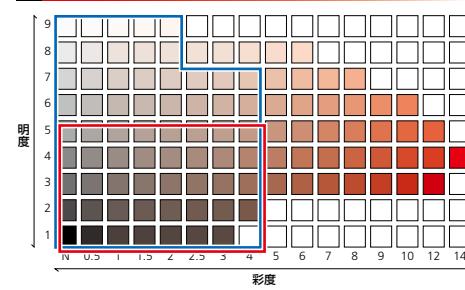
建築物の外壁・工作物の基調色の使用可能範囲

建築物の屋根の基調色の使用可能範囲

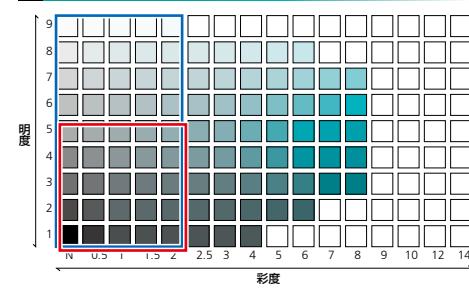
対象部位	色相	明度	彩度
建築物の外壁・工作物	0.1R～5Y	7.5以上の場合	2以下とする
		7.5未満の場合	4以下とする
	その他	制限なし	2以下とする
建築物の屋根	0.1R～5Y	5以下とする	4以下とする
		5以下とする	2以下とする
自動販売機※2	5Y	7.5	1.5

※2 ただし、木製の囲いなどにより周囲と調和するように修景を行った場合はこの限りではありません。

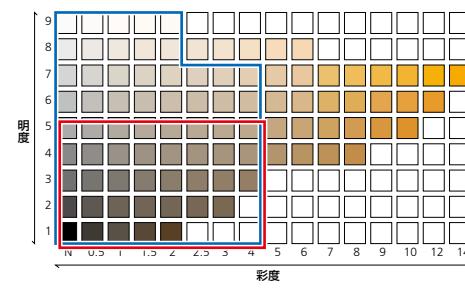
R(赤)系の色相



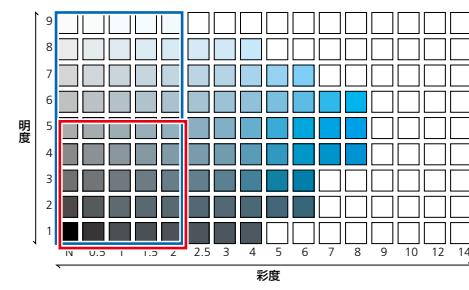
BG(青緑)系の色相



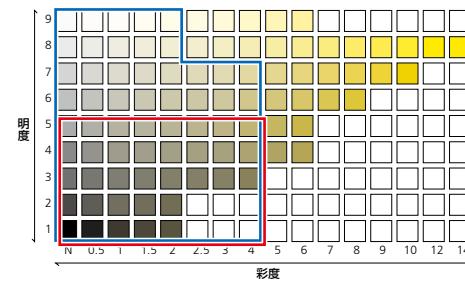
YR(黄赤)系の色相



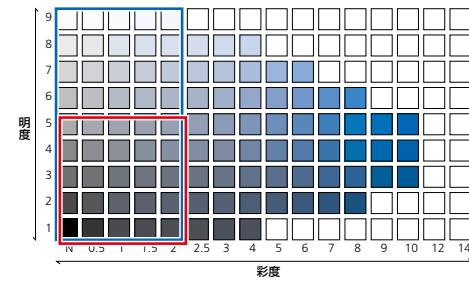
B(青)系の色相



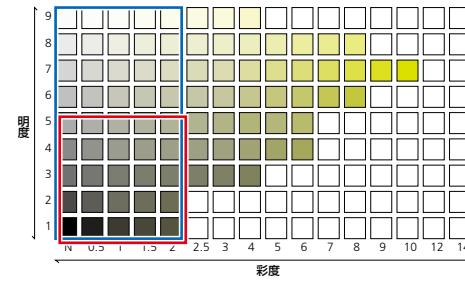
0.1Y～5Y(黄)系の色相



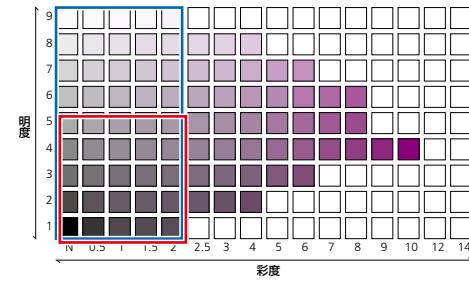
PB(青紫)系の色相



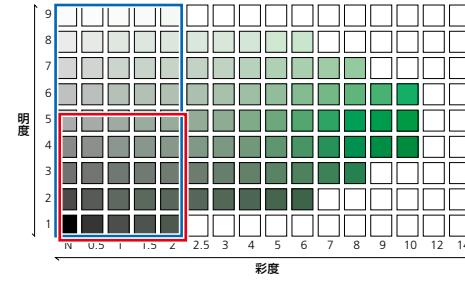
5.1Y～10Y(黄)系・GY(黄緑)系の色相



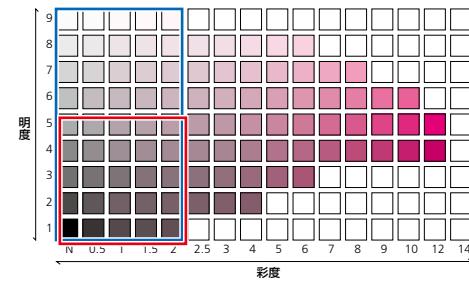
P(紫)系の色相



G(緑)系の色相

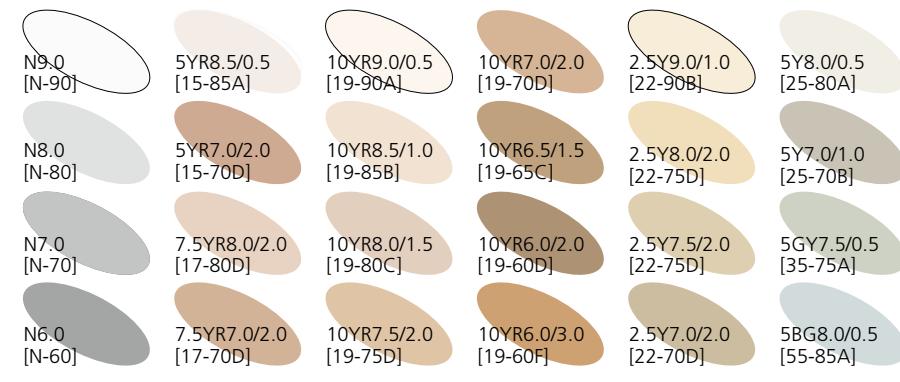


RP(赤紫)系の色相



制限範囲内の色彩例—外壁

(記号はマンセル値、〔 〕内は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています。)



制限範囲内の色彩例—屋根

(記号はマンセル値、〔 〕内は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています。)

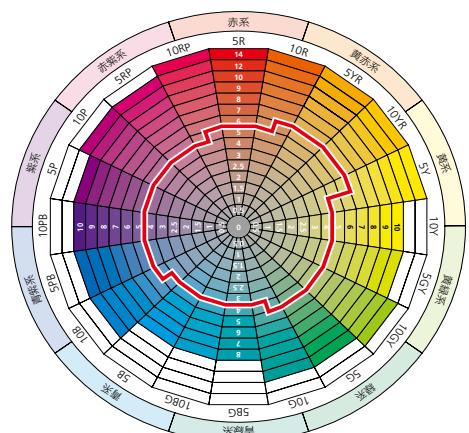


屋外広告物・日よけテントの色彩

制限の考え方

富士山・箱根外輪山、丹沢山地、曾我丘陵への良好な眺望景観を保全し、また、沿道の自然環境に配慮した通り景観を形成するため、屋外広告物の地色^{*1}は、自然と調和する落ち着きのある色彩を用いるよう誘導を図ります。

^{*1} 文字以外の部分をさします。面積全体の1/3以内の範囲内で用いる色彩には制限がありません。



対象部位	色相	明度	彩度
屋外広告物の地色 日よけテント	0.1R～10R	制限なし	5以下とする
	0.1YR～5Y	制限なし	6以下とする
	5.1Y～10G、 0.1PB～10RP	制限なし	4以下とする
	0.1BG～10B	制限なし	3以下とする

※カラーの写真や絵画等の部分は、色彩基準に適合しない部分とみなします。

※和風の意匠によるのれん、日よけ幕については、1色に限り上記範囲外の色彩を用いることができます。

屋外広告物の色彩デザイン提案…自然と調和する落ち着きのある広告景観をめざして

Odawara-Oi

Odawara-Oi

Odawara-Oi

✖ 原案

地色に高彩度色を用いており、丹沢山地などへの眺望景観の中で突出した存在となっています。
屋外広告物も、周囲の自然と調和する落ち着きのあるデザインとなるようにしましょう。

◎ 中彩度色を活かした表現

原色ではなく中彩度色を用いると草木染めや藍染めなど伝統的な色彩表現と共に共通性が生まれます。

Odawara-Oi

◎ 素材色を活かした表現

木材や石材などの自然素材を活かすと、通り景観を損なうことなく、存在感を強調した表現ができます。

Odawara-Oi

◎ モノクローム表現

白地に黒やこげ茶を用いるとより落ち着いた風格のある色彩表現になります。

シミュレーション…避けたい景観イメージ(左)と改善例(①建築物や広告物は酒匂川や田園に調和する穏やかな色彩を基調とする。②野立て広告の掲出を避ける。)





景観計画重点区域5

穴部国府津線沿道地区の色彩

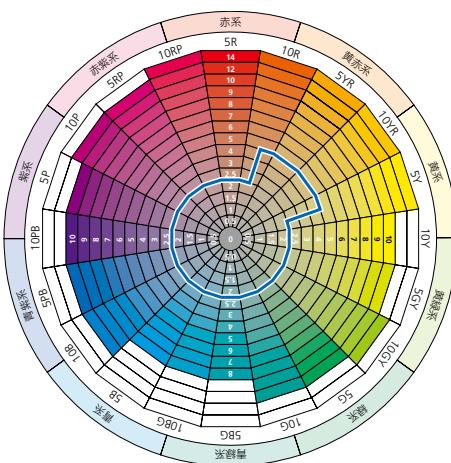
建築物の屋根・外壁、工作物等の色彩

制限の考え方

周辺の住宅地の落ち着いた住環境や沿道型の複合市街地に配慮した良好な通り景観を形成するために、建築物や工作物は暖色系の低彩度色を基本とした沿道景観の形成を図ります。

また、隣り合う建築物や工作物などと色相や明度、彩度をそろえるなど、まちなみとしての連続性や一体感が感じられる景観形成を図ります。

*1 建築物・工作物の見付面積の1/5未満の範囲内で用いる色彩については制限がありません。ただし、地盤面からの高さ10m以下の部分に限ります。



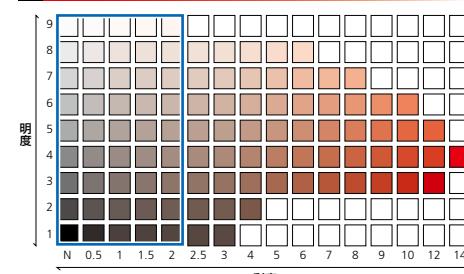
凡例

建築物・工作物の外観
の基調色の使用可能範囲

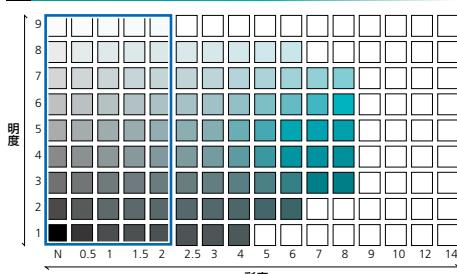
対象部位	色相	明度	彩度
外観	0.1YR～5Y	制限なし	4以下とする
	その他	制限なし	2以下とする
自動販売機 ^{※2}	5Y	7.5	1.5

^{※2}ただし、木製の塗装などにより周囲と調和するように修景を行った場合はこの限りではありません。

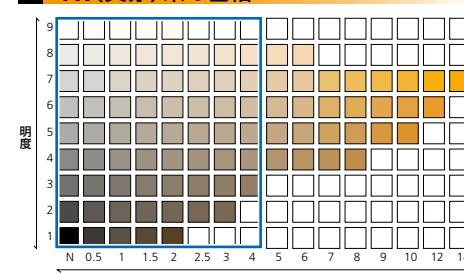
R(赤)系の色相



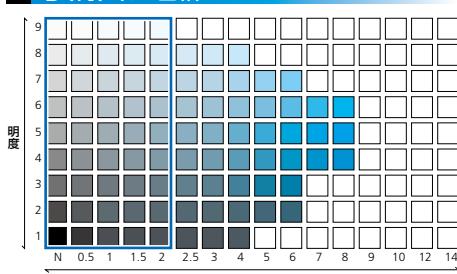
BG(青緑)系の色相



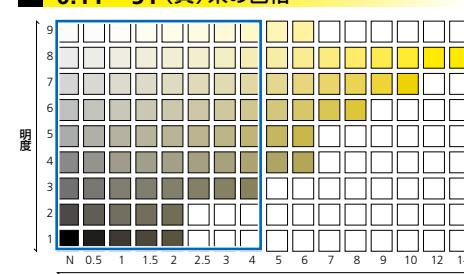
YR(黄赤)系の色相



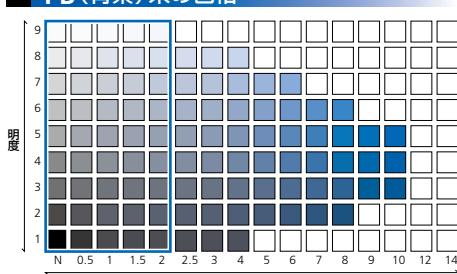
B(青)系の色相



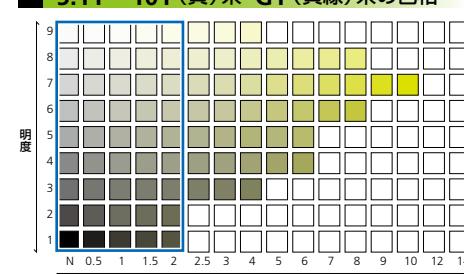
0.1Y～5Y(黄)系の色相



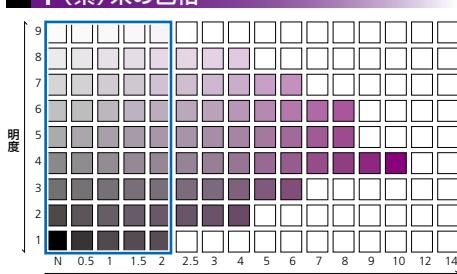
PB(青紫)系の色相



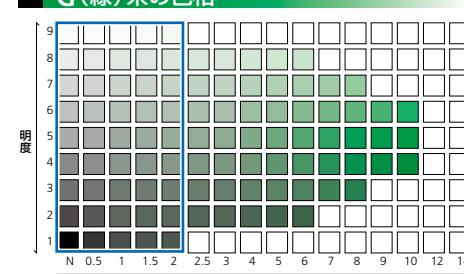
5.1Y～10Y(黄)系・GY(黄緑)系の色相



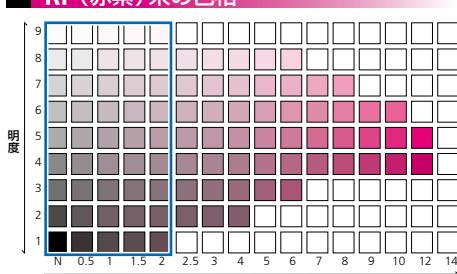
P(紫)系の色相



G(緑)系の色相



RP(赤紫)系の色相



制限範囲内の色彩例—外壁

(記号はマンセル値、〔 〕内は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています。)

N9.0 [N-90]	5YR8.5/0.5 [15-85A]	10YR9.0/0.5 [19-90A]	10YR7.0/2.0 [19-70D]	2.5Y9.0/1.0 [22-90B]	5Y8.0/0.5 [25-80A]
N8.0 [N-80]	5YR6.0/3.0 [15-60F]	10YR8.5/1.0 [19-85B]	10YR6.0/2.0 [19-60D]	2.5Y8.0/2.0 [22-75D]	5GY7.0/2.0 [35-70D]
N7.0 [N-70]	7.5YR8.0/2.0 [17-80D]	10YR8.0/1.5 [19-80C]	10YR6.0/3.0 [19-60F]	2.5Y7.5/2.0 [22-75D]	5BG7.0/2.0 [55-70D]
N6.0 [N-60]	7.5YR7.0/4.0 [17-70H]	10YR7.5/2.0 [19-75D]	10YR6.0/4.0 [19-60H]	2.5Y7.0/2.0 [22-70D]	5PB7.0/2.0 [75-70D]



制限範囲内の色彩例—屋根

(記号はマンセル値、〔 〕内は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています。)

N4.0 [N-40]	10R3.0/2.0 [09-30D]	5YR4.0/2.0 [15-40D]	10YR4.0/1.0 [19-40B]	2.5Y4.0/1.0 [22-40B]	5GY3.0/2.0 [35-30D]
N2.0 [N-20]	10R2.0/1.0 [09-20B]	5YR2.0/1.0 [15-20B]	10YR3.0/1.0 [19-30B]	5Y3.0/1.0 [25-30B]	5BG3.0/1.0 [55-30B]

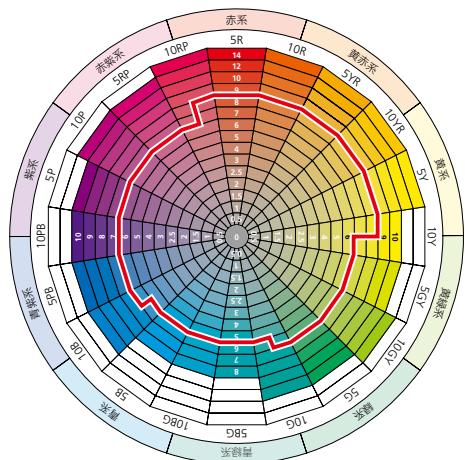


屋外広告物・日よけテントの色彩

制限・誘導の考え方

富士山・箱根外輪山、丹沢山地、曾我丘陵への良好な眺望を活かし、まちなみとして連續性が感じられる通り景観を形成するため、屋外広告物の地色^{※1}は、高彩度色を用いないよう誘導を図ります。

*¹ 文字以外の部分をさします。面積全体の1/3以内の範囲内で用いる色彩には制限がありません。



対象部位	色相	明度	彩度
屋外広告物の地色 日よけテント	0.1R~10Y	制限なし	8以下とする
	0.1GY~10G, 0.1PB~10RP	制限なし	6以下とする
	0.1BG~10B	制限なし	5以下とする

※カラーの写真や絵画等の部分は、色彩基準に適合しない部分とみなします。

※和風の意匠によるのれん、日よけ幕については、1色に限り上記範囲外の色彩を用いることができます。

屋外広告物の色彩デザイン提案…まちなみの連續性が感じられる広告景観をめざして

× 原案

地色に高彩度色を用いており、富士山や箱根外輪山などへの眺望景観の中で、突出した存在となっています。

屋外広告物も、周囲の景観との調和に配慮し、まちなみとしての連續性や一体感が感じられるようにデザインしましょう。

○ 反転表現

配色を反転するとともとのイメージを保ちながらも、周囲との対比を和らげることができます。

○ 額縁表現

広告物の四方に額縁のように白い枠を設けると高彩度色の面積を減らすことができます。

○ 中彩度色を活かした表現

派手な高彩度色でなく、同色相の中彩度色を地色にすると深みのある落ち着いた印象になります。

○ 素材や質感を活かした表現

色による表面的な装飾でなく、金属やガラスなどの質感を活かすと高級感のある表現になります。

シミュレーション…避けたい景観イメージ(左)と改善例(建築物や広告物は落ち着いた住宅地やすっきりとした沿道にふさわしい色彩や規模、表現を基調とする。)





風致景観への配慮が求められる地区

風致地区の色彩

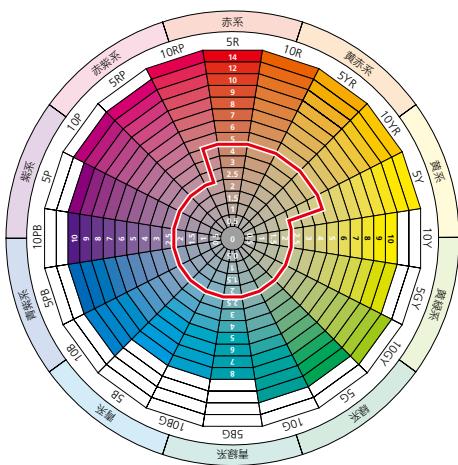
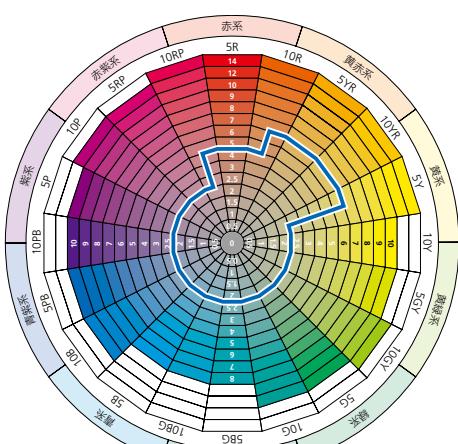
建築物の屋根・外壁、工作物等の色彩

制限の考え方

建築物の外壁や工作物の色彩は、自然の色彩が際立つよう鮮やかさを抑え、周辺の風致と調和する色彩を誘導します。また、建築物の屋根の色彩は、背景の山並みの緑と融和した景観を形成するため低彩度かつ低明度の域に誘導を図ります。

*1 建築物・工作物の見付面積の1/5未満の範囲内で用いる色彩については制限がありません。

対象部位	色相	明度	彩度
建築物の外壁・工作物	0.1R～10R	制限なし	4以下とする
	0.1YR～5Y	制限なし	6以下とする
	その他	制限なし	2以下とする
建築物の屋根	0.1R～5Y	5以下とする	4以下とする
	その他	5以下とする	2以下とする



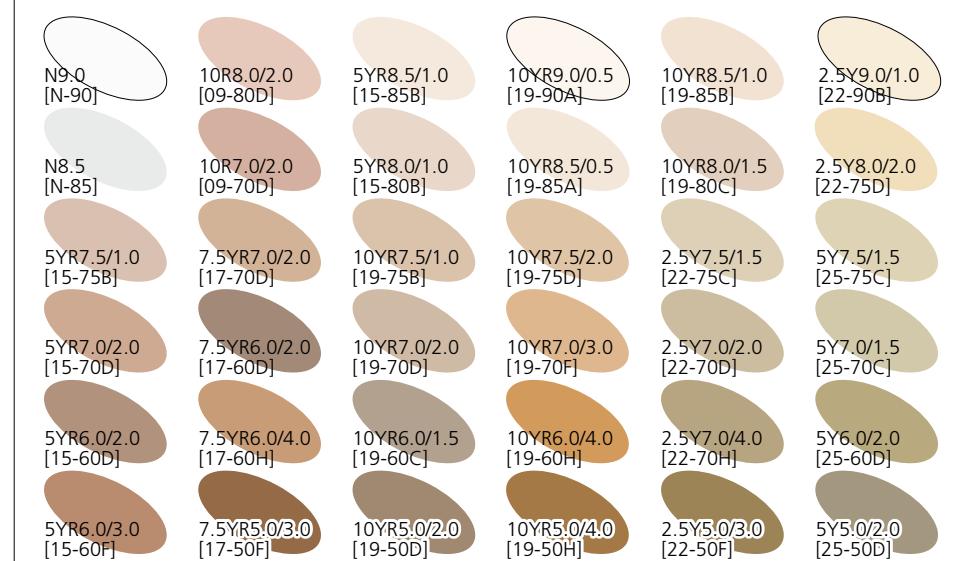
凡例

建築物の外壁・工作物 の基調色の使用可能範囲

建築物の屋根 の基調色の使用可能範囲

制限範囲内の色彩例—外壁

(記号はマンセル値、[] 内は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています。)



制限範囲内の色彩例—屋根

(記号はマンセル値、「 」内は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています。)



色彩景観の考え方

建築物等の外壁:既存の集落町に見られる暖色系の低彩度色を基本とし、できるだけ木村などの自然素材を活用します。

建築物の屋根：いぶし瓦や落ち着いた色調の屋根材を基調とします。
外構等：積極的に緑を取り入れるとともに、
自然素材などを積極的に用います。